

1930年代初頭のベルリンにおける政治的酒場

原 田 昌 博

(キーワード：酒場、政治的暴力、ナチス、共産党)

はじめに

世界恐慌発生直前の1929年9月11日付の社会民主党機関誌『デア・アーベント』は、前日にベルリンのシェーネベルクで発生したナチスと共産党の間の乱闘事件の中で、ナチスが共産党の酒場を銃撃したことを伝えている。「100名以上のナチ党員の隊列がバーン通りやセダン通りを移動し、そこで共産党の常連酒場を破壊した。ただ、この酒場にはごくわずかの客しかいなかった。ヒトラーのごろつきどもが酒場の中に向かって数発を発砲したが、誰にも命中はしなかった。すべての窓ガラスが破壊された後、ハーケンクロイツの若者たちの「復讐に対する欲求」は十分に満たされ、彼らはわめきながらさらに移動していった¹⁾。ベルリンでは1930年代に入ると政治的諸党派間の街頭闘争がさらに尖鋭化・日常化し、政敵同士の暴力沙汰がほぼ毎晩のように繰り返されるようになっていくが²⁾、この記事が示しているように、政敵に対する暴力を忌避しないワイマル期の政治文化の中で1930年代初頭に暴力の発生場所あるいは暴力行為の拠点として機能していたのが酒場（ドイツ語で *Lokal*, *Gastwirtschaft* あるいは *Kneipe*）であった。本稿はこうした政治的な酒場の実態について、1930年代初頭のベルリンを事例に検討していくことを目的とする（以下では表記の煩雑を避けるため、酒場名についてはドイツ語で原語表記する）。

ワイマル期の政治的酒場に関しては、これまで酒場に関する史的研究や1980年代に入って進展したワイマル期の政治的暴力に関する社会史研究の中で取り上げられてきた。前者に関してはG.シュトラッサー（1986）やL.エイブラムス（1992）などの研究でナチスや共産党による酒場の「奪取」への言及が見られるが、その分析に割かれたスペースは十分なものとは言えない³⁾。むしろ、このテーマは後者の研究において中心的に分析されており、その先駆けと言える1980年代初頭のE.ローゼンハフトの研究以降、D.シュミーヒェン＝アッカーマン（1998年）、S.ライヒャルト（2002年）、J.フルベルト（2011年）、O.レシュケ（2014年）などが政治的街頭闘争における酒場の役割や機能を明らかにしてきた⁴⁾。こうした研究を一瞥してみると、ワイマル期の政治的酒場に関しては、ほとんどの研究がベルリンを対象地域としていることが明らかになってくる。これには、比較的良好な史料状況に加えて、すでに19世紀から20世紀への世紀転換期には「ベルリンの都市風景は酒場によって刻印されていた⁵⁾」、あるいは「ベルリンでは1905年には一つの区画につき1軒の酒場があった⁶⁾」と言われるように、街中に多数の酒場が乱立し、政治的諸党派がほかの地域よりも積極的に酒場を自らの活動の拠点としていたことがその理由として挙げられるだろう。ワイマル期の政治的酒場の中でも、ナチス突撃隊（SA）の酒場に関しては近年とりわけ研究が進んでおり、シュミーヒェン＝アッカーマン、ライヒャルトやD.ジューメンスなどが近年のSA研究やベルリンの地域研究の中でこのテーマを論じている⁷⁾。

以上の研究動向からは、ワイマル期の政治的酒場については1980年代以降の社会史研究の進展と軌を一にして取り上げられるようになったことを指摘できるだろう。しかし他方で、政治的酒場を中心に据えてワイマル期の政治的暴力の実態を解明しようとする試みは、管見の限りほとんど提出されていない。突撃隊酒場に限っても、フルベルトが「街頭」や「行事」と並んでナチスの労働者地区への侵入を解明する視点として挙げているにもかかわらず⁸⁾、研究はまだ断片的との印象を拭えない。したがって、限られた史料ではあるが、ワイマル期の政治的酒場の数的・質的な状況を問い、そこに集う人びとの日常的な、しかし政治的な「交わり」を明らかにすること、換言すれば、酒場の政治的・社会的（コミュニケーション的）機能を解明することがワイマル共和国における政治文化を考える上で必要とされるのである⁹⁾。

I. ワイマル共和国後期における政治的酒場の増大と分極化

1. 第二帝政期の政治的酒場

19世紀に工業化が進展する中、ドイツの各都市で労働者人口が増加し、それに伴って社会主義労働運動も成長するにつれて、酒場は労働者の政治化の場として労働運動とのつながりを深めるようになっていった。特にビスマルクの「社会主義者鎮圧法」(1878)が屋外での集会やデモを禁じたため、社会主義労働運動は酒場を拠点の一つとしながらその活動を継続した。「酒場は労働者が日常的に対等の立場で互いに交流する数少ない場所の一つだった。この相互の直接的・個人的交わりの網状の関係の中で労働者階級の政治の日常的現実には常に新たに生み出されていた¹⁰⁾。ドイツでは1880年代に労働運動と酒場が共生するようになり、酒場が労働運動にとって決定的な施設となったが¹¹⁾、こうして成立した「古典的労働者酒場」は鎮圧法の廃止(1890)後も社会主義労働運動にとって重要な拠点であり続けた¹²⁾。「社会主義労働運動にとって、酒場とそこに中心を持っていた社交的生活は極めて重要なものだった。社会主義的政策の日常生活と労働運動の根本は第一次大戦後の時期まで酒場と密接に結びついていた¹³⁾」。当局はそうした動きを取り締まろうとしたため、街角の政治的な酒場は権力と反体制勢力が向き合う緊張を孕んだ場となっていった。

こうした酒場の重要な特徴の一つとして挙げられるのが、客層の均質化・同質化である。近代的な酒場は「その客たちの社会的地位・職業構造、あるいは近隣社会への所属に応じて相対的に同質的¹⁴⁾」であった。ギールはこれを「文化的に刻印されたマイクロコスモス¹⁵⁾」と呼んでいるが、この意味で「どこで飲むかということは何を飲むかと同じくらい重要¹⁶⁾」なものとなっていった。さらに、酒場の空間的特徴として重要な機能を担ったのが官憲の目が行き届かない「奥の間 Hinterzimmer」であり、しばしば会合や集会に利用されていた。「社会主義者鎮圧法の時期において、酒場は労働運動の中心的な逃避場所だった。労働運動は酒場の奥の間で比較的無傷で禁止を乗り越えた¹⁷⁾」。奥の間は集会や会合の他にも読書や教育の場所としての役割を果たしており、シュトラッサーの表現を借りると、そこは「労働者の大学¹⁸⁾」であった。こうした役割も含めて、厳しい弾圧にさらされた19世紀後半の社会主義労働運動にとって、酒場は官憲の目を逃れて政治的な活動を展開できる「隠れ家」であり、「ほとんど監視されることなく会合ができる唯一の場所¹⁹⁾」であり、「政治的生命線²⁰⁾」であった。この政治的酒場を通じて形成された労働者の社会的ネットワークが第二帝政期の「労働運動の隠れた基盤²¹⁾」となったのである。

2. ワイマル共和国期の政治的酒場

ワイマル共和国期に入ると、とりわけ1920年代末から30年代初頭にかけてナチズム運動が急速に成長する中で、社会民主党や労働運動のみならず、第一次世界大戦後に結成された大衆政党であるナチスや共産党も都市部の労働者地区を中心に拠点となる独自の酒場を持つようになった。

党員やシンパの集会所として機能した政治的酒場は当時一般に「常連酒場 Verkehrslokal」あるいは「党酒場 Parteilokal」、特にSAの酒場に関しては「突撃隊酒場 Sturmlokal²²⁾」と呼ばれていた(ただし、これらの名称の使い分けは厳密なものではなく、史料上でも異なる呼称で同一の酒場が登場してくる)。こうした酒場は、ナチスのそれを含めて、第二帝政期における左翼労働運動の「酒場文化 Kneipenkultur」の伝統を踏襲するものであり、市民的公共性への対抗公共圏として成立したプロレタリア的な酒場公共圏の機能(集会やコミュニケーションの場としての酒場の利用)や行動形態がそこに息づくことになった²³⁾。「他の多くと同じように、ナチスは労働者文化のこの特別な形態をコピーした。彼らは街角にある酒場が政治的ミリューの明確な形成にとって極めて重要であることと認識していた²⁴⁾」。

第二帝政期の政治的酒場が社会主義労働運動の「隠れ家」として機能することで階級的な同質性を作り上げ、政治的アイデンティティを強化していたとすれば、ワイマル期のそれは政党支持や政治イデオロギーにおいて均質化された客層を持つ酒場であった。酒場は「それぞれの政党のゲッターとなった²⁵⁾」のである。すでに1928年の段階でベルリン市内には22軒の突撃隊酒場(そのうち少なくとも11ヶ所は労働者地区)が存在していたとされるが²⁶⁾、1930年から31年にかけてこうした共産党やナチスの政治的酒場は「雨後の筍のように²⁷⁾」増加していった。表1によると、1930年2月の時点で、ベルリン市内には193軒の共産党の酒場と51軒のナチスの酒場が確認されている。ナチスの酒場は1930年12月に144軒(表2のA~Cの合計数)が確認されており²⁸⁾、共産党の酒場も1932年には361軒にまで増加している²⁹⁾。

ベルリン警察は早い段階から共産党やナチスの政治的酒場の動向を注視しており、両者の酒場の新設や廃止について詳細に記録していた³⁰⁾。ベルリン市内の各警察署から警察本部に送られた大量の報告書は現在では断片的

【表1】ベルリンにおける共産党とナチスの常連酒場 (1930年2月)

	地 区	共産党	ナチス
1	ミッテ Mitte	7	5
2	ティアガルテン Tiergarten	14	—
3	ヴェディング Wedding	17	2
4	プレントラウアーベルク Prenzlauer Berg	22	2
5	フリードリヒスハイン Friedrichshain	20	1
6	クロイツベルク Kreuzberg	15	6
7	シャルロッテンブルク Charlottenburg	13	3
8	シュパンダウ Spandau	4	2
9	ヴィルマースドルフ Wilmersdorf	4	2
10	ツェーレンドルフ Zehlendorf	1	1
11	シェーネベルク Schöneberg	9	4
12	シュテークリッツ Steglitz	5	6
13	テンペルホーフ Tempelhof	10	1
14	ノイケルン Neukölln	8	4
15	トレップトウ Treptow	5	—
16	ケーベニック Köpenick	4	2
17	リヒテンベルク Lichtenberg	19	3
18	ヴァイセンゼー Weissensee	4	1
19	パンコウ Pankow	10	4
20	ライニッケンドルフ Reinickendorf	2	2
	ベルリン全体	193	51

LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7545, Bl.190-211.

な状態（形式も一様ではない）で残されており、それらをすべてまとめても、当時の酒場の正確な数的状況をつかむことはできない。それでも相当数残存している報告書に挙げられた酒場の数を拾ってみるならば、1930年から32年にかけて、警察はナチスについてはおよそ300軒の酒場をリストに登録し、逆に100軒を抹消している。同様に、共産党に関しては、およそ500軒が登録され、200軒が抹消されている³¹。一例を挙げてみると、1931年12月29日付の報告書「共産党とナチスの常連酒場に関して」では、共産党については登録34軒、削除28軒、所有者・店主の交代11軒、ナチスに関しては登録27軒、削除17軒、所有者・店主の交代2軒という内容となっており、リストへの出入りの活発さを垣間見ることができる。この報告書の最後には、こうしたリストの出入りによって分かっていくようになった一覧表を1932年3月までに新たに作成することや、リストの拡充を即座に行うことが指摘されており、警察が政党の酒場の動向にかなり気を配っていたことをうかがわせる。報告の中には極めて大量の酒場が記録されたものもあるが、表3は10軒以上の酒場の登録または削除が記された報告書の内容を示したものである。これらの報告に多数の酒場が記録されている理由については記されていないが、そこから指摘できるのは、酒場が必ずしも固定的に一つの党派の酒場であり続けたわけではないこと、そして酒場の党派性はある程度の変動幅を持っていたということである。後述するように、中には共産党からナチスへと党派を転向する酒場（あるいはその逆）も存在していた。

世界恐慌期のベルリンでナチスの酒場はとりわけ労働者地区を中心に増加していったが、ナチスが酒場を拠点に労働者地区に侵入した結果、社会主義労働運動を中心に発展してきた酒場文化の分極化が生じ、そこから諸党派間の政治的暴力（襲撃・衝突）が活発化していくことになった³²。共産党（あるいは社会民主党）にしてみれば、牙城である労働者地区でのナチスやSAの酒場の増加は自らの存在を脅かす危機的な状況であった。「1930年を通じて突撃隊酒場の数はベルリンの労働者地区で増加しつづけたが、そのことは共産党の組織づくりに関してはまだ挑戦を受けていない場所が徐々に減少していることを意味していた³³」。したがって、ナチスの酒場が増大するにつれて、共産党はナチスの酒場への攻撃を指示するようになっていった。例えば、1931年4月23日付の共産党機関紙『ローテ・ファーネ』では「無防備の労働者に対するナチスの殺人的襲撃」とナチスの常連酒場のつながりや、ナチスの酒場の「SAの兵营的拠点」として機能が指摘され、SA隊員のたまり場となっている酒場

【表2】ナチ党・突撃隊の酒場 (1930年12月)

酒 場 の 種 類		数
A	突撃隊酒場 (Sturmlokale)	27
B	ナチ党の常連酒場 (Verkehrslokale der NSDAP)	22
C	ナチ党・突撃隊の常連酒場および小規模集会用酒場 (Verkehrs- u. kl. Versamml. Lokale der Partei u. SA.)	95
D	党の大規模集会用酒場であるが、他党も集会目的で使用している酒場 (Größere Versammlg. Lokale der NSDAP, die aber auch von anderen Parteien zu Versammlungszwecken benutzt werden)	35
		A+B+C 144
		A+B+C+D 179

LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7546, Bl.32-34.

【表3】常連酒場の登録・廃止 (10軒以上の登録もしくは削除が報告されたケース)

報告書日付	共産党		ナチス	
	登録	削除	登録	削除
1930.1.9~11	135	4	38	1
1930.3.7	179	0	53	0
1930.9.9	0	15	0	6
1931.1.18	1	3	83	0
1931.6.8	4	13	0	0
1931.7.9	14	25	15	17
1931.9.17	21	5	0	0
1931.10.31	0	0	14	4
1931.12.29*	0	0	16	12
1931.12.29*	34	28	27	17
1931.12.31	28	28	0	0
1932.2.2	1	18	3	24

*は別の報告書

LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7545, 7546, 7608, 21263.

や個人宅が住所や電話番号といった情報と一緒に掲載された³⁴。また、1931年9月14日付でベルリンの地区指導部が各部隊指導者に出した文書によると、9月3日に突撃隊酒場やナチスの「兵営」に対して発表された「赤色攻勢」の計画のために、ナチスの酒場が存在する地区での住民の迅速な動員が叫ばれており、「ナチスの酒場をプロレタリア地区から消滅させる前提条件」として「広範な就業者層の下での体系的なイデオロギー啓蒙活動」が挙げられている³⁵。さらに、同年12月9日に開催されたベルリン共産党の会合でも、幹部の一人が計画的なデモ活動のほかに非合法活動としてポスター張りや落書き、そしてナチスの酒場やSAハイム（SA隊員の居住施設）への妨害活動を掲げていた³⁶。こうした共産党側のナチス・SAの酒場に対する攻撃姿勢は1930年代に入ってベルリンでそうした酒場が急増したことへの危機感や警戒心を示すものであったと言えるだろう³⁷。左右両勢力の酒場が急増する中で、1930年代初頭のベルリンにおいて酒場は政治的街頭闘争の重要な舞台となっていくのである。

II. ワイマル期の政治的酒場をめぐる諸相

1. 政治的酒場の機能

(1) 酒場の様子

ワイマル期の政治的酒場はどのような様子だったのだろうか。先述したように、政治的酒場は第二帝政期に成立していたが、ロバーツは労働者の日常の中でこうした酒場が「多様かつ重要な機能」を備えていたことを指摘している。酒場はきちんと調理された料理にありつける飲食店だけでなく、風雨や寒さをしのぐ避難所、職業紹介所、娯楽場、読書室、集会場でもあり、それゆえに「特殊で半公共的な労働者文化の出発点」を形成していた³⁸。同様に、エイブラムスも酒場を「都市労働者文化の中心的な基点」とみなし、飲酒のほかに、娯楽（カード、ビリヤード、九柱戯、ダンス）、ギャンブル、遍歴芸人の芸能、政治問題や個人的な問題についての議論、職業紹介、賃金支払い、団体の集会、読書などの機能を果たしていたと述べている³⁹。政治的酒場はこうした労働者の余暇と政治活動を交差させて労働者の政治化を促進する「積み替え所 Umschlagplatz⁴⁰」の役割を担っていたのである。

こうした点はワイマル期にも連続しており、政治的酒場の多様な役割や機能を確認することができる。ワイマル期の政治的酒場の特徴としてまず挙げられるのは、党員やシンパが絶え間なく出入りし、しかもその酒場に常駐していたことである。例えば、警察は1932年5月31日付でカイベル通り（ミッテ）のナチスの常連酒場（Lokal von Hoffmann）について「ほとんどいつもナチ党員が店内にいる⁴¹」と報告しており、1932年2月13日付の報告ではジークフリート通り（シェーネベルク）のナチスの常連酒場（Lokal von Schneiderei）についても「夕刻には常にナチ党員がいる⁴²」ことを確認している。1932年9月16日付の警察報告は、フェーアベリナー通り（ミッテ）の共産党の常連酒場（Lokal von Tabenbörse）に出入りするの共産党員ばかりで、その他の客はごくわずかだと述べている⁴³。さらに、1931年10月にパンク通りの共産党の酒場（Lokal von Buggert）に対して警察が家宅捜査を行った際、店内には約120名の共産党員がいたという。「ブッゲルト（店主）は共産党員たちに寝泊りを保障している。実際のところ、そこではほぼ毎日、大勢の共産党員たちが街頭での違法行為に動員される準備をしている⁴⁴」。1931年3月5日付の警察報告によると、グリェン通り（シャルロッテンブルク）の共産党の常連酒場（Lokal von Zippel）の客の75%は共産党員であり、また1931年9月23日付の報告はムラーク通りの酒場（Gastwirtschaft von Meier）は共産党の常連酒場ではないものの、共産党系の革命的労働組合反対派（RGO）の「いかがわしい連中」が多数出入りし、しばしば規定された閉店時刻を越えて営業していると指摘している⁴⁵。ライヒャルトによると、突撃隊酒場の店内では「よそ者はほぼ自動的に不審な敵」となったため、常連客以外はそうした酒場に「ほとんどはいる勇氣はなかった」という⁴⁶。共産党の酒場でも状況は同様であった。コルゼラー通りとシュヴェーター通りの角（プレントラウアーベルク）にあった共産党の常連酒場（Lokal von Lachmann）に関する1932年7月5日付の報告書で警察は以下のように記している。「そこに出入りしているのは、たいていの場合、労働者住民であり、彼らの大部分は共産党の思想に近い。他の思想を持つ者はあまり、あるいはまったくそこに入っていない⁴⁷」。

政治的酒場は攻撃のための拠点だけでなく、敵対勢力からの攻撃にもさらされることになった⁴⁸。このため、酒場の前には常に見張り（歩哨）が立ち、酒場周辺は徒歩や自転車での「パトロール」が行われていた⁴⁹。例えば、ヘッベル通り（シャルロッテンブルク）のベルリン SA 第33中隊の酒場（Lokal „Zur Altstadt“）では恒常的に「警備任務」が行われ、酒場の入り口前には SA 隊員 2 名が見張りに立ち、周辺地区では「本格的なパトロール」が

実施されていた（図1）⁵⁰。同じく、グナイゼナウ通りとゾルム通りの角（クロイツベルク）のナチスの常連酒場（Lokal „Zur Hochburg“）でも「警備や周辺の監視のため、店の前や店内でナチ党員が常に見張りや警戒」を行っていた⁵¹。この他に、「静かだが、共産党志向が高い地区」であるシュタイン通り（ミッテ）のナチスの常連酒場（酒場名不明）でも開店時間中は常に2人体制の見張りでの監視が行われていた⁵²。リヒャルト通り（ノイケルン）のナチスの常連酒場（Lokal von Böwe）についても、警察は酒場周辺でのナチスの「警備活動」を確認している。「酒場では一種の警備活動が行われており、酒場近辺をぐるりとパトロールし、監視する自転車乗りやSAの小部隊が活動を継続中である⁵³」。

店内にたむろする党員やSA隊員に対する酒場の第一の役割は、もちろん飲食を提供することであった。図2の写真の突撃隊酒場には正面入り口にわざわざ「温かい食事」と大書されている。さらに、酒場は常駐する者に対して寝場所も提供していた⁵⁴。また、酒場では客が賭博やゲームを楽しむことも19世紀の酒場からの伝統であった。突撃隊酒場の店内の写真にはカードに興じたり、楽器の手入れをする隊員たちの姿が見られる（図3・4）。イエーガー通り（ノイケルン）の酒場（Lokal von Jungnickel）の客はほとんどが共産党関係者であったが、その集会室では深夜から早朝まで「さまざまな賭博」が行われており、賭博で勝った者と負けた者の間でつかみ合いの喧嘩がしばしば発生していた⁵⁵。

19世紀以来の政治的酒場のもう一つの伝統である集会や会合の場所としての機能も継続していた。1932年7月20日付で警察はヘーノウ通り（リヒテンベルク）の共産党の酒場（Lokal „Nordstern“）での反ファシスト闘争同盟の会合について報告しているが、それによるとこの会合は近くにあるナチスの酒場の客に対する襲撃計画であり、会合は「暗くなり始めても酒場は入り口のドアを消灯し、シャッターを下ろしてドアから光が漏れないよう



【図1】ヘッベル通り（シャルロッテンブルク）の突撃隊酒場（1930年ごろ）
LAB, F Rep.290 (03), Nr.0091733.



【図2】ミュールendam（ミッテ）の突撃隊酒場（1932年10月）
LAB, F Rep.290 (03), Nr.0080688.



【図3】グナイゼナウ通り（クロイツベルク）の突撃隊酒場の店内（1932年10月）
LAB, F Rep.290 (03), Nr.0057855.



【図4】グナイゼナウ通り（クロイツベルク）の突撃隊酒場の店内（1932年）
LAB, F Rep.290 (03), Nr.0067747.

にして」行われていたという⁵⁶。同じく、リーニエン通り（ミッテ）の共産党酒場（Lokal „Das blaue Wunder“）は1931年10月1日に新装開店したが、「開店後、最初の数週間は目立たずに経営を行っていたが、だんだんとはっきりと分かる形で共産党員の特定グループが会合や会議を行っている」と警察は報告している⁵⁷。その際、この酒場には共産党の「下部組織に任務を伝達するセンター」があるとみなされていた。19世紀末の政治的酒場と同様、そうした場合に利用されるのは酒場の奥の間（しばしば集会室 Vereinszimmer と呼ばれていた）であった⁵⁸。例えば、ウルバン通り（クロイツベルク）にあった SA の酒場（Lokal von Rothbart）に関する1931年12月1日付の警察報告は以下のように伝えている。

「すでに少し前から、ウルバン通り47番地にあるエマ・ロートバルトの酒場において頻繁にナチスが入り出していることが観察されている。現在確認されているように、上記の酒場は31年12月1日以降、SA 第54中隊の公式な常連酒場となった。…公式の集会日は毎週水曜日である。しかし、それ以上にほぼ毎日夕方になると SA 隊員たちが酒場に集まっている。もっとも、SA 隊員の恒常的な宿泊や給食は今のところ店内で行われていない。集会場所は酒場の比較的広い奥の間 Hinterzimmer である⁵⁹」。

こうした事例は他にも挙げられる。例えば、1932年2月21日未明、ゾルディナー通り（ミッテ）の酒場（Lokal von Sünkel）に警察が立ち入ると、「奥の集会室」で30名ほどの共産党関係者が会合を行っており、危険を感じた警官が1発発砲して、命中した1名が後日死亡している⁶⁰。1932年8月にはランゲ通りとクラウト通りの角（フリードリヒスハイン）の共産党酒場（Lokal von Kaiser）では営業が許可されていない隣室で頻繁に秘密会合が行われていることを警察は把握していた⁶¹。その前月には、グリェンターラー通り（ミッテ）の酒場（Lokal von Wilhelm）が集会室を RGO に貸し出し、RGO はそこを事務所のようにして継続的に会合に利用していた⁶²。さらに、同年10月にヴァル通り（シャルロテンブルク）の酒場（Lokal von Oehlker）に警察が踏み込んで家宅捜索をしたところ、奥の間 Hinterraum で禁止されている赤色前線兵士同盟（RFB）の会合が開かれており、出席していた22名全員が逮捕され、プロパガンダ活動のための物品が押収されている⁶³。

また、政治的酒場では各党派のプロパガンダのための資料が印刷・保管されていた。1932年9月3日にエッケルト通り（フリードリヒスハイン）の共産党の酒場（Lokal von Fenster）に対して警察が行った家宅捜索では、集会室から大量のポスター、ビラ、命令書、方針、さらにナチ党員のリストが押収されている⁶⁴。少し前の1932年7月23日付の警察報告によると、ヘルタ通り（ノイケルン）にある酒場（Lokal von Günther）には RGO のメンバーが入り出しており、集会室で深夜までタイプライターの音が響き、ポスターを抱えて酒場から出てくる者が目撃されている⁶⁵。

さらに、政治的酒場は情報収集の場でもあり、各党派の新聞が閲覧に供されていた。すでに取り上げたグリェン通りの共産党の常連酒場（Lokal von Zippel）では『ローテ・ファーンエ』や『ヴェルト・アム・アーベント』など共産党の機関紙が閲覧可能で、「さまざまな日刊紙を読むために酒場を訪問する者」がいた⁶⁶。同様に、プリンツ・ハンジェリー通り（ノイケルン）にある共産党の常連酒場（Lokal von Westerhausen）でも「すべての共産党系新聞と AJZ」が閲覧できた⁶⁷。また、一般の党員たちにとっては酒場は情報収集の場でもあった。このため、共産党が作成した赤色大衆自警団の方針は、幹部と一般メンバーの間の恒常的で密な連絡方法として、「毎日、酒場に行って情報を得るのであれば、それがベストである」と述べている⁶⁸。

特殊な事例であるが、「射撃訓練場」が設置されている酒場も存在していた。ヴィットストッカー通り（ミッテ）の酒場（Lokal von Lettau）は1931年の夏以降に共産党の常連酒場になったが、それ以前の経営者がこの酒場の地下に小口径銃の射撃練習場を設置していた⁶⁹。プリンツ・ハンジェリー通りの共産党の常連酒場（Lokal von Wolf）も地下に射撃訓練場を設けており、警察の継続的な監視対象となっていた⁷⁰。史料的な裏付けはないが、ナチス側にも同様の設備を持つ酒場は存在していたようであり、同時代のナチスの文献には以下のような記述がある。

「酒場それ自身よりも重要なのは地下室である。そこに九柱戯のレーンがあれば、極めて貴重である。そこでは中隊全体が整列でき、窓を完全に密封すれば、うるさい警察が何かしら気づいて、即座にひどい家宅捜索にかかることなくピストルを撃つことができる。もちろん、店の入り口前には見張りが警察のパトロールが来るかどうか注意を払わないといけな。地下室や隣部屋は政治の授業にも役立つ⁷¹」。

(2) 酒場の共同体的機能

以上のように、警察報告にあらわれてくる政治的酒場の様子からは、飲食以外の多様な機能を見て取ることができる。突撃隊酒場を例にとってみると、シュミーヒェン＝アッカーマンはこれを「SAのサブカルチャーの中心」とみなし、職業斡旋、SA保険の取り扱い、炊き出し、宿泊など多様な機能を指摘している⁷²。ライヒャルトもヘッベル通りの突撃隊酒場（Lokal „Zur Altstadt“）について次のような描写を行っている。他の突撃隊酒場と同様に、共産党の牙城地区の真ん中に位置していたこの酒場も非常に閉鎖的で、店に出入りするのにはSA隊員のみであった。店内では、天井から鉤十字旗が掛けられ、至る所にヒトラーの肖像や街頭闘争で殺害されたSA隊員の写真が飾られ、カウンターの上にはポスターが貼られるなど、一見して突撃隊酒場と分かる様相だった。鉤十字旗は時には窓や入り口のドアにも掛けられていた（図1）。ライヒャルトによると、この酒場を含んで、一般的に突撃隊酒場ではSA隊員たちがカード、ビリヤード、音楽演奏を楽しみ、大量のアルコール（ビール）を消費していた⁷³。

敵地（労働者地区）内に設置されたSAの酒場は、すでに触れたようにSA隊員のみが出入りする閉鎖性を特色としており、周辺から隔絶された独自のコミュニティを形成していた。ライヒャルトによると、酒場に集うSA隊員たちはそこで娯楽に興じたり、飲食を共にすることで「社会的関係を相互に強化」したのであり、とりわけ日常的な儀礼行為としての酒宴が「重要な統合メカニズム」を担っていた⁷⁴。同時に、突撃隊酒場が失業中の隊員に食事や寝場所を提供して生活場所となるケースもあり、この場合、それがSA隊員にとって擬似家庭的機能を果たしていた。当時のベルリンSA指導者も、突撃隊酒場を隊員の「生活の本質的構成要素」とみなし、以下のように記述している。

「突撃隊酒場、それはいわば戦闘地域の強固な陣地だ。それは敵に対して平穏と安全を、厳しい任務の後の保養と補強を保証してくれる、前線の中の塹壕なのだ。…隊員たちは突撃隊酒場で、彼らが家庭でほとんど持ち合わせていなかったものを体験した。つまり、温かな心、援助の手、“自分自身（Ich）”に対する関心、共同体の感情と思考の調和である。彼らは仲間意識、そしてそれとともに故郷と生への喜びを体験したのだ⁷⁵」。

他方で、こうした横のつながりで形成される仲間意識に加えて、閉鎖的な突撃隊酒場ではヒエラルキー的組織構造への同調圧力が強く働いていた。そこでは「個」は消失し、代わりに組織への忠誠心と個人に対する統制が前面に出ることになり、その中で残忍な暴力行為が準備されていったのである⁷⁶。

(3) 酒場とシンボル

政治的酒場はそのアイデンティティを店内外で示されたさまざまなシンボルを通して可視化しており、具体的には旗や指導者の肖像画・写真など「特殊な記号やシンボル」が飾られていた⁷⁷。ワイマル期の政治的酒場の中には、自分の党派の旗を屋外に堂々と掲げることで党派性をアピールする店も少なからず存在していた。

この状況を受けて、ベルリン警察本部は1931年10月6日付で警視総監名の通達を出し、各部署に政党旗を店外に掲げる酒場への対処を求めている。それによると、ナチスの鉤十字旗や共産党のソヴィエト旗を酒場の外に掲揚することで政敵との衝突や暴力行為のきっかけとなり、公共空間の安全と秩序が危機にさらされてしまうため、こうした旗を公共空間で掲げてその酒場が政党の常連酒場であることを外部に知らせることが禁止されている⁷⁸。付属する別の通達では、具体的な手段として、第一に党旗を掲げる酒場の所有者に対して口頭で命令を伝達し、第二に速やかな撤去を求め、第三に必要な場合には直接的な強制力を使って旗の撤去を実行することが要請されている。この通達を受けて、10月19日付でベルリン警察本部には市内の各管区から該当する酒場のリストが一斉に送付されており、現存するものだけを拾い上げると、旗を店外に掲揚していた酒場は共産党側で67軒、ナチス側で39軒であった⁷⁹。そうした酒場に対しては、警視総監名で旗の掲揚禁止が伝えられており、例えばフッテン通り（シャルロテンブルク）のナチスの常連酒場（Lokal von Klotzsche）に向けたものは以下の通りであった。これによると、命令は即時発効し、従わない場合には法的処分が科されることになっていた。

「1931年6月1日付の警察行政命令 *Polizeiverwaltungsgesetz* 第14条に基づき、貴殿の酒場が政党の常連酒場もしくは集合場所であると外部から識別しやすくする政党旗を公共空間に掲揚することを禁じる。再三にわたって、こうした旗の掲揚が政敵との衝突や暴力のきっかけを提供し、したがって現在では公序良俗にとつ

での危険を示していることがその理由である。この命令は即時発効する。遵守されない場合には、いずれにしても50ライヒスマルクの罰金が科される。徴取できない場合には、その代わりに5日間の強制拘禁が科される。この命令に対しては、通達から2週間以内の異議申し立てが認められ、文書か調書で私宛に提出することができる。この異議申し立てには期限延期の効力はない⁸⁰」。

こうした警察の通達は、旗の掲揚でその酒場が「政党の常連酒場もしくは集合場所であると外部から識別しやすくなる」ことで生じる政治的暴力を危惧してのことだった。1932年4月5日付にもベル・アリアンス通り（クロイツベルク）にあるナチスの酒場（Lokal von Sucker）に対して同様の通達が出されていることから⁸¹、旗（シンボル）の掲揚と警察からの禁止命令はいたちごっこの様相だったと思われる。旗の他にも店の窓に外に向かって貼られた大きなポスターも政敵を刺激するシンボルとなった。1932年7月、警察はフォイクト通り（フリードリヒスハイン）の共産党の常連酒場（Lokal von Büsser）の窓に大きく貼られたポスターを「政治的に煽動する内容」で「深刻な政治的衝突のきっかけになる」とみなして、これを押収している⁸²。また、ジームス通りとフォルタ通りの角（シュパンダウ）のナチスの常連酒場（Lokal „Zum Turm“）では「窓ガラスに常時ナチスの日刊紙が貼られて」いた⁸³。逆に、ある政党の酒場であることをやめた場合、酒場の外見は大きく変わることになった。1931年8月に共産党の常連酒場でなくなったノスティーツ通り（クロイツベルク）の酒場（Lokal von Lorenz）では「赤い装飾やレーニンの胸像が撤去され」たため、警察は「もはや共産党の常連酒場の外観をしていない」と報告している⁸⁴。

すでに触れたように、第二帝政期の酒場は社会主義労働運動が官憲の目を逃れるための「隠れ家」として利用されていたため、それが政治的酒場であることは外見上は分からなかった。これに対して、ワイマル期の酒場では、店の外に各党の党旗やポスターを大々的に掲げることで、そこが政治的酒場であることを自らアピールしていた（図1・2・5・6）。こうして周囲から容易に認識されるようになった酒場は、政治的街頭闘争の「前線基地」となったことと併せて、政敵による格好の襲撃目標となっていくのである。

2. 店主の対応

第二帝政期（特に社会主義者鎮圧法下）の政治的酒場に関する研究において、酒場店主 Schankwirt と客（労働者）の関係は「共生」や「相互依存」という言葉を用いて表現されてきた。一方では営業許可の取り消しなどのリスクを抱えながら、他方で一定数の固定客を獲得するメリットから、自らの酒場を進んで労働運動に使用させた酒場店主がある程度存在していた⁸⁵。

第二帝政期とは異なって政治的に分極化したワイマル期の政治的酒場は1930年代に入って急増していったが、上述したように、それらの酒場が必ずしも一つの党派の酒場であり続けたわけではない。警察は独自の酒場リストを作成し、絶えず新規の政治的酒場を党派別に登録し、逆に政治的ではなくなった酒場を削除し、さらに店主が交代した場合もそこに記録していた。数的にはそれほど多くはないが、この警察リストの中には共産党からナチスへ転向した酒場、あるいはその逆のパターンも存在していた。



【図5】 ブレスラウ通り（フリードリヒスハイン）の共産党酒場（撮影日時不明）

LAB, F Rep.290 (03), Nr.II 8101.



【図6】 ノスティーツ通り（クロイツベルク）の共産党酒場（1926年5月）

LAB, F Rep.290 (03), Nr.II 10982.

ある酒場の政治的な性格の変化にとって、新規の客の獲得や店主の交代は重要な契機であった。ベルナウ通り（ミッテ）の酒場（Lokal von Duscha）はナチスが別の常連酒場（Lokal von Grahn）で店主とトラブルを起こした後、この酒場に移ってきたことでナチスの酒場へと変化している（店主のドゥシャがナチ党员やシンパであったかどうかは不明）⁸⁶。1932年5月に共産党员がこの酒場を銃撃したが、店内にいた客はほぼすべて以前はグラールの酒場にいたナチ党员だった。また、ヴィットストッカー通り（ティアガルテン）の酒場（Lokal von Lettau）は1931年に店主が交代したことで共産党の常連酒場となっている⁸⁷。逆に、店主の交代で酒場が非政治化するケースもいくつか見られた。例えば、ヴェーラー通り（ミッテ）の酒場はオットー・ヴォイケなる人物が店主の時には警察によってナチスの常連酒場として登録されていたため警官の出入りが禁止されていたが、店主の交代後、1931年6月に新店主が警察に対して自らがノンポリであることを主張している⁸⁸。また、エルビンガー通り（フリードリヒスハイン）のナチスの酒場（Lokal von Wiehe）は1932年4月に売却され、新店主が店内での政治的活動や政党员の出入りを認めず非政治化したため、警察の監視対象から外されている。「ナチ党员たちはもはやこの酒場に入ったりしていない。店主の交代後、政治的な集会は開催されていない。こうした状況を踏まえて、この酒場に対して恒常的な見張りを配置する必要はもはやないと思われる⁸⁹」。一つの酒場で店主交代が頻繁に繰り返されるケースもあり、例えばヘルダー通りとアルント通りの角（シュテークリッツ）の酒場は1930年代初頭に頻繁に店主が交代し、それに伴って客層は共産党、ナチス、再び共産党へと変化していた⁹⁰。シュトゥットガルト通り（シャルロテンブルク）の酒場（Lokal von Bertram）は1930年1月9日の警察報告でナチスの常連酒場リストに登録されるが、半年後の7月11日付の報告でリストから削除され、再び翌31年1月18日にナチスのリストに復活したかと思えば、7月9日の報告で同リストから抹消されて、共産党のリストに追加されている⁹¹。

このような店主の「転向」は必然的にそれ以前に利用していた客（政敵）からの激しい反発を招くことにもなった。ジメオン通り（クロイツベルク）の酒場（Lokal „Zum Dorfkrug“）の店主プロフノウは共産党员であり、その酒場は共産党の労働者に開放されていたが、1932年秋ごろにSAの酒場に転向したため、周囲の共産党员はバラ「Gesinnungslump!（無節操なやつ）」を作成してその転向を糾弾した。これについて、警察は「転向を公然と表明していることで、地区内で彼（プロフノウ）は以前の党员仲間のうちに多数の敵を作ってしまった」と報告している⁹²。1932年9月6日付の別の警察報告も、「かつての共産党酒場の経営者ゲオルグ・プロフノウは今やナチスに酒場を使わせている」ことを確認した上で、以下のように述べている。「ジメオン通りの住民は大多数は共産党に所属しているので、ここではこの酒場にとって二重の危険が存在している。というのも、すでに脅迫は声高になっており、襲撃も実行されているからである⁹³」。また、新しく政治的な常連酒場となった酒場の店主が警察への保護要請を出すこともあった。1932年3月にナチスの常連酒場となったビルケン通りの酒場（Lokal von Hesse）の店主は共産党による襲撃を危惧して酒場前での恒常的な警備を警察に要請したが、警察側から拒否されている⁹⁴。

こうした変動著しい酒場の状況の中で、酒場店主は一方では思想的に共感して、他方で経済的理由から、自らの店を政治的酒場（常連酒場）にする決断を下していたが⁹⁵、その理由の多くは後者、つまり固定客の新規獲得であった。世界恐慌期になって多くの酒場が売り上げの減少に見舞われ、場合によっては休業や廃業を余儀なくされており、その中で上記のような所有者の交代が行われたり、新規の固定客を求めようになっていた⁹⁶。こうした状況下で酒場店主たちはまとまった売り上げが見込まれる政治的酒場への転換を行うようになったのである。その際、多数の失業者を抱える共産党の酒場からナチスの酒場への転換がしばしば見られたが、シュミーヒェン＝アッカーマンはそれについても政治的動機より商業的動機が大きかったと指摘している⁹⁷。ナチスやSAは酒場を獲得しようとする際にビールの売り上げを店主に保証し、実際に共産党よりも多くのアルコールを消費しており、それが不況下にいた酒場にとって大きな魅力となっていた⁹⁸。この点について、フルベルトは以下のように述べている。「SAは、定期的な客になることを約束するか、ビールの最低売り上げを保証することで酒場店主を獲得することに成功した。暴力と並んで、アルコールの消費はSAのサブカルチャーの重要な構成要素であり、多くの酒場オーナーにとってこの申し出は、たとえそれまでの馴染み客を多く失ったとしても、極めて魅力的であった。主として失業者であった共産党员たちは酒場店主に対してあまり利益をもたらさず、その結果、財政的理由から、それどころか以前の共産党の集会所がSAの客とともにこの店主によって引き続き経営されることになった⁹⁹」。1931年8月6日付の警察報告はカイザー・フリードリヒ通り（ノイケルン）にあるナチスの酒場（Lokal von Kunkel）について、店主クンケルが「意志の弱い人物」で「その多くがナチ党に所属している客たちに経済的に依存している」と述べている¹⁰⁰。ポーゼン通り（フリードリヒスハイン）のナチスの常連酒場（Lokal von Hammermeister）は1931年12月10日に襲撃され、ナチ党员と共産党员による銃撃戦が発生したが、そ

もそもこの酒場はそれ以前には共産党員が出入りしていた。しかし、共産党員の訪問が少なく営業不振になったためにナチ党員を受け入れたことで、ナチスの常連酒場になっている。政治的ではなく、経営上の理由での常連酒場の変更であったとはいえ、その後、店主ハマーマイスターは共産党側から脅迫や挑発の対象とされてしまい、この酒場をめぐるトラブルが頻発するようになっていった¹⁰¹。売り上げやアルコール消費の保障といった経営上の理由であれ、自らの政治的信条からであれ、世界恐慌期に政治化していった酒場は警察の監視対象となり、後述するように、政治的暴力や無許可のプロパガンダ活動を行った場合には営業時間の短縮や閉鎖の対象とされていくことになるのである。

3. 酒場と地域社会

すでに述べたように、1930年代に入り、ベルリンではナチスが労働者地区に独自の酒場（常連酒場・突撃隊酒場）を次々に設置し、それに呼応するように共産党も酒場を作ったため、政治的な酒場は急激に増加していた。労働者地区でのナチスの酒場の設置は「労働者の近隣社会にナチスが挑戦する性格を反映¹⁰²」しており、これにより「SAの中隊は新たな拠点を獲得し…その地区の公共圏の一部を占拠した」のであり、「ある酒場が一度しつかりとSAの掌中に入ると、それが周辺へのさらなる「征服」の出発点となった¹⁰³」。

各地につくられた政治的酒場は、主にその酒場のある近隣地域から客を集めていた。シャルロッテンブルクの労働者地区ヘッベル通りの突撃隊酒場(Lokal „Zur Altstadt“)は1932年1月に警察により閉鎖を命じられたが、この措置に対して店主ライジツヒは警察に送った異議申し立ての中で「私の客は近隣の通りに住んでいる¹⁰⁴」と述べている。敵対者すら顔見知りの狭い近隣社会の中でのナチスの酒場の出現は労働者地区を不安定化し、地域住民（たいていは共産党員やその支持者）とトラブルや緊張関係を生じさせていた¹⁰⁵。すでに1928年にはこうした状況が生じており、1928年12月21日付の警察報告によると、ウィーン通り（クロイツベルク）の酒場(Lokal von Kock)にナチスが入り出すようになって、「その時以来、出入りするナチ党員とこの地区の共産党員の間」に緊張関係が支配的」となっていた¹⁰⁶。また、1931年12月9日付で、警察はフッテン通りに突撃隊酒場(Lokal von Klotzsche)ができてから、それが「騒動の中心」となっていると報告している¹⁰⁷。カイザー・フリードリヒ通りのナチスの常連酒場(Lokal von Kunkel)に関しては、1931年に入って地域住民（国旗団員が多い）とトラブルが多発していたが、同じ通りに住む国旗団員エーリヒ・ハーゼは1931年5月8日付でベルリン警視総監に宛てて以下のような苦情を申し立てている。

「ここカイザー・フリードリヒ通りのLokal von Kunkelの前では繰り返し通行人が襲撃され、殴られてきました。…酒場の中では、朝4時、5時まで歌を歌い、15人ぐらいが行進練習を行い、さらにトランペットを吹いています。賃借人たちは夜通し眼を閉じることができません。警察の機動隊が何度もやってきましたが、殴り合いをする者たちの叫び声でわれわれはみな絶えずパニックになっています。それに対して、これまで誰も何らの措置も講じようとはしませんでした。というのも、不平を言おうものなら、それを理由に打ちのめされることをみな知っているからです。この者たちが刃物や銃を手に行っているのを見ることも稀なことではありません。第214分署には何度も訴えを出してきましたが、それはどうやら不完全、いい加減に処理されてきたようです。…私は国旗団員であり、この者たちに絶えずひどく脅されてきました¹⁰⁸」。

これに対して、1931年8月6日付で警察も次のように報告している。

「上記の酒場では約3年9ヶ月前からナチスのメンバーが出入りしている。今年の5月初旬までは政敵との衝突はこの酒場の中でも、酒場の前でも起こっていなかったが、このところこの衝突がおびただしい数になり、その結果、5月初旬以降毎日、監視活動が不可欠のものとなった。当初、この衝突はLokal von Kunkelに出入りするナチ党員によってのみ引き起こされていた。この酒場はノイケルンのナチス第27中隊の突撃隊酒場である。ここから体系的に酒場の近隣でのパトロール（4～6名）が送り出され、政敵、特に社会主義労働者青年団SAJ（社会民主党SPD）のメンバーと出会うと口論が始まり、それから路上での暴力行為（乱闘）へと悪化していった¹⁰⁹」。

1932年5月にアレクサンドリーネン通り（クロイツベルク）にナチスの酒場(Lokal von Urban)ができた際には、この通りの北にある共産党の牙城フィッシャーインゼルから7名の共産党員が来店してビールを飲んだ後で

次のように発言している。「われわれはフィッシャー地区 Fischerkiez から来た地元の者だ。この労働者地区でナチの酒場がオープンするとは前代未聞だ。警告する。ここを去らなければ、われわれは巢を手入れし、すべてを放り出す¹¹⁰」。共産党のピラでも次のような警句が発せられている。「われわれは断固としてアレクサンドリーネ通り120番地の突撃隊酒場の開店に対して抵抗する。われわれはアレクサンドリーネ通りやその周辺に労働者を動員し、第84中隊のSAの殺人者たちに対して積極的に闘争を行うために全力を投入することを誓う¹¹¹」。コペンハーゲン通りのナチスの酒場 (Lokal von Ziener) についても、1932年7月11日付で警察は次のように報告している。「最初の数か月には、そこへの出入りは公共の安寧と秩序にとってまだ我慢できるものであったが、この数週間、治安警察の関心において結局は我慢できない状況がはっきりしてきた」。この「我慢できない状況」とは、ナチ党員が酒場の前に立って通行人に嫌がらせをしたり、ドアを開けたまま大声で闘争歌を歌って挑発し、別の会社の看板にナチスの大きなポスターを張り付けるなどの行為であった。「最近では、コペンハーゲン通りの状況は先鋭化し、住民が怒りをぶちまけている¹¹²」。

警察の立場からは、共産党の酒場もナチスと同様に地域の不安定化の要素とみなされていた。1931年8月3日深夜にノスティーツ通りで発生したパトロール中の警官に対する襲撃に関連して、警察はその犯人を共産党員とみなし、「共産党の行動の出発点はノスティーツ通り16番地にある酒場とみなされる」と報告している。この地区は「当該管轄署にとって騒擾の発生源として知られて」いた¹¹³。このノスティーツ通り16番地の酒場 (Lokal von Lorenz) は隣接するグナイゼナウ通りで前年11月ごろに頻発した政治的暴力事件との関連も指摘されていた。「この政治的暴力行為の増大は共産党の常連酒場となっているノスティーツ通りでの酒場の開店と関係がある。この酒場からほぼ毎日、共産党員による政治的敵対者への襲撃が組織・実行されている¹¹⁴」。1932年1月27日付の警察報告では、「住民の大部分が共産党員」であるツヴィングリ通りおよびヤーゴウ通り (ミッテ) の3軒の共産党の酒場 (Lokal von Mielke, Lokal von Schulz, Lokal von Kirsch) を「政治的ならず者連中の隠れ家」として、さまざまな政治的暴力沙汰を理由に閉鎖や営業時間の短縮が必要だとしている¹¹⁵。また、ベルリンの保守的な中間層地区に共産党の酒場が出現した場合、労働者地区におけるナチスの酒場と同様の状況を引き起こした。警察の報告書によると、ホルシュタイン通りとガスタイン通りの角 (ヴィルマースドルフ) にあった共産党の酒場 (Lokal von Kroiß) と地域住民の間では1932年7月に「ひどい緊張」が引き起こされ、共産党員の「傍若無人な振る舞いに対する苦情」が警察に寄せられることになった。同報告書は以下のように続けている。

「住民は地区全体で住民は大きな騒擾に見舞われてきた。近隣住民の中では支配的なのは、持続的は平穩妨害による苦痛である。…共産党員たちは明らかに武器を扱っており、住民たちを不安と騒ぎの中に陥らせている。したがって、Lokal von Kroißはヴィルマースドルフ地区全体にとっての騒動の種だとみなされてよいだろう。ここから政敵への政治的襲撃も組織・実行されている。自転車・バイク乗りは地区内に派遣された部隊と常に連絡を取っている。…この地区内に住む中流的で穏健な住民は当然のことながら、恒常的に増大する危険のために強い不安を感じており、即座に除去することを急いでお願いする¹¹⁶」。

さらに、上述の1931年10月1日にリーニエン通り (ミッテ) に共産党の酒場 (Lokal „Das blaue Wunder“) が開店した際、この地域の所轄警察署である第7分署はこの酒場の開店で既に存在する3つの共産党酒場と併せて「完全な包囲が完成された」と報告している。「署は4つの異なる共産党の酒場の中心にあり、騒擾の場合に第7分署の前は共産党の酒場によって完全にふさがれ、警察の出動が不可能になる¹¹⁷」。

以上のような労働者地区におけるナチスの酒場の出現による地域の不安定化や共産党酒場の地域内での騒擾の拠点化に加えて、そもそも敵対するナチスと共産党の酒場がしばしば (意図的に) 隣接していたことが日常的な秩序の不安定化の大きな要因であった¹¹⁸。すでに1920年代末の警察報告でこうした状況は顕在化しており、例えば、ブランデンブルク通り (ヴィルマースドルフ) 近辺での治安の悪化について1930年1月2日付の報告は以下のように述べている。「共産党とナチスのメンバーは自らの常連酒場を比較的近接したところで選択し、最近では両党の間でかなりひどい緊張が認められる。…アウグスタ通りとブランデンブルク通りの角ではほぼ毎晩、両党のメンバーが小グループで現れ、衝突に至る前に解散させられている¹¹⁹」。前年にはクロイツベルクでのナチスの酒場 (Lokal von Kock) と共産党系の赤色前線兵士同盟 (RFB) の酒場 (Lokal von Scholz) の客の間での「緊張関係」が生じていたが、両者はそれぞれ直交するウィーン通りとフォルスター通りという至近距離に位置していた¹²⁰。1931年9月に共産党に銃撃されたグナイゼナウ通りとゾルム通りの角のナチスの常連酒場 (Lokal „Zur Hochburg“) は Lokal von Lange (グナイゼナウ通りとシュライヘルマッハー通りの角)、Lokal von Lorenz

(ノスティーツ通り), Lokal „Zum Mohrenberg“ (ゾルム通りとマリーエンドルフ通りの角)の3つの共産党酒場を結ぶ三角形の徒歩数分圏内の中心に位置しており, 1931年10月10日付で警察はその危険な状況について次のように報告している。「この地域の状況からもすでに明らかなように, 二つの政治的方向 [ナチスと共産党] のメンバーや支持者たちは一大部分は特別な衣服や徽章によって外見的に判別される—それぞれの酒場に向かう途中で互いに出くわすことになり, その際, 特に夜遅い時間帯には, 罵詈雑言や最後は暴力行為によって意見の相違を示すことになる¹²¹」。また, マックス通り (シェーネベルク) の酒場 (Lokal von Muskuls) は1932年2月にナチスの常連酒場となったが, 「わずか200メートル」離れたところには共産党の酒場 (Lokal von Cissewski) があり, 両者はすぐにトラブル (口論や喧嘩) となり, 警察はすぐにナチスの酒場を閉鎖している¹²²。さらに, ハーノウ通り (リヒテンベルク) の共産党の酒場 (Lokal „Nordstern“) から100メートル離れたところにナチスの酒場 (Lokal „Zum Strammen Kater“)があり, 1932年7月に共産党はナチスの酒場への襲撃を企てていた¹²³。ハーフェルベルガー通り (ティアガルテン) の共産党の常連酒場 (Lokal von Mischke) とこの通りに直交するシュテンダール通りのナチスの常連酒場 (Lokal von Kadtk) も非常に近接しており, 1932年12月には乱闘騒ぎを起こしている¹²⁴。この他にも,すでに触れたヴィルマースドルフの共産党酒場 (Lokal von Kroiß) が1932年夏に, すぐ近くのナチスの常連酒場2軒 (ブランデンブルク通りの Lokal von Unger とホルシュタイン通りの Lokal von Teichmann) と常にトラブルを抱えていた¹²⁵。1933年3月15日付の警察報告であるが, シュヴィーネミュンダー通り (ミッテ) の酒場 (Lokal von Raben) は1926年に共産党の常連酒場となったが, 1932年6月に斜め向かいにナチスの常連酒場がオープンしてからはそれまでなかった政治的な衝突や襲撃が頻発するようになったという¹²⁶。

政党の常連酒場は時に場所を移転することがあったが, その移転先に敵対勢力の酒場があれば, それが近隣社会の新たな対立の火種となった。1932年3月21日にナチスの常連酒場 (Lokal von Dellbrügge) がツインツェンドルフ通りからヴァルト通り (ともにティアガルデン) へと移ったが, 移転先の向かいには共産党の酒場 (Lokal von Bunk) があり, 移転した初日に共産党とナチスの銃撃戦が発生している。これについて, 警察報告は次のように記している。「住民の大部分が共産党員から構成されているそちらの地区で, この酒場の営業を許可することは治安上まったくもって望ましいものではない。さらに共産党の酒場にも隣接しているこのナチ党の酒場は, 恒常的な紛争の火種になることだろう¹²⁷」。また, 1932年8月にブルーメン通り (フリードリヒスハイン) にあった酒場 (Lokal von Behnke) を利用していた共産党員たちが近くのクラウト通りの酒場 (Lokal von Lindner) へと拠点を移した後, この通りに直交するクライネ・アンドレアス通りにあるナチ党員や鉄兜団員が利用する酒場 (Lokal von Bleeck) の客としばしばトラブルを引き起こすようになっている¹²⁸。

労働者地区にナチスが酒場を置くことは, そこを拠点にする共産党側からすれば, 自分たちの「縄張り」に敵が侵入して居座ることと同義であった。この点について, スウェットは以下のように指摘している。「酒場の場所は, その常連客にとって, 同じ通り沿いに住居をもつことよりもずっと縄張りへの支配意識を表していた。というのも, 酒場は政治的なコンセンサスを意味するものだったからである。いくつかのケースでは, 急進主義者たちは自分たちの酒場の外に待機して, まるで自分たちの国境警備の任務に就いているかのように, 通りすがりの見知らぬ者に身分証明書を見せるように要求していた。「この通りは俺たちのものだ」という警告は酒場が創りだした政治的な縄張り感覚をさらに示していた¹²⁹」。実際, 労働者地区内で共産党員がナチ党員に出くわした際, そうした警句を発していた。例えば, 1932年3月6日にケーベニックでナチスがビラ配りを行っている最中に, その地区の共産党員の指導者の一人がナチ党員たちに向かって次のように発言している¹³⁰。「通りを開けろ!」, 「この赤い地区 Kiez から出ていけ! 労働者はファシストたちをこの地区からたたき出すぞ! この赤い地区は俺たちのものだ!」。また, 1931年7月21日夜にラウジッツ広場 (クロイツベルク) ですぐ近くのゲルリッツ通りの共産党の酒場 (Lokal von Hellmuth) に入出入りする共産党員がナチ党員を襲撃し, ナチ党員1名が3発の銃撃を受け死亡した事件では, 逮捕された共産党員の一人が取り調べの中で, 多数の共産党員が住むラウジッツ広場近辺は「自分たちの領域」であり, そこに政敵が入ってくるのが我慢ならなかったと供述している¹³¹。こうした事例が示しているように, 自らの縄張り (労働者地区) にナチスが入ってきてプロパガンダ活動を行うこと, ましてその酒場が出現することは共産党員にとって耐えがたい挑発行為だったのであり, 逆にナチスにとっては, 酒場の設置は敵の縄張りへの侵入の足がかりであり, 象徴でもあった。ナチスは1933年までにベルリンのすべての労働者地区で突撃隊酒場を設置することに成功したと言われるが¹³², レシュケが指摘するように, ナチスの酒場がオープンしてそのまま維持されたことはその地区にナチスが定着した証となったのである¹³³。

Ⅲ. 酒場に対する警察の対応

1. 政治的暴力の温床としての酒場

ワイマル共和国における政治的暴力に関しては、しばしばその末期である1930年代初頭、わけても1932年における深刻化した状況に注目が集まるが、治安当局はすでに1920年代半ばには政敵間での暴力的衝突を問題視していた¹³⁴。ただ、1930年代に入ってナチスが台頭するにつれて、そうした暴力は加速度的に増加するようになり、しかも各党派（特にナチスと共産党）が独自の常連酒場を持つようになると、警察はそれを政治的暴力の温床として重要視するようになっていった。

1929年末の段階でベルリン保安警察は「過激組織の活動の活発化に関する件」と題した以下の文書を作成しているが、そこではすでに酒場が政治的暴力の「起点」とみなされている。

「このところ、共産党系組織のメンバーとナチスのメンバーの間の対立が先鋭化し、ほぼ毎日、衝突が一大部分では武器や武器に似た道具が用いられて一引き起こされている。…襲撃などの起点はほとんどいつも両組織の常連酒場である。ここでは、ほぼ毎晩、当該組織のかなりの数のメンバーが、決められた計画に従って、政治的に敵対する個人や小集団あるいはその常連酒場を襲撃するべく待機している。治安上の状況を極めてひどく害するこの行動は、保安警察がこれまで以上にこれらの党酒場を特に注視することによってのみ阻止することができる。基本的にこれらすべての酒場のすぐ近くには夜間は二人体制のパトロールが配置される。これらのパトロール警官は異なる政治的傾向の常連酒場や地区内の政治的行事を熟知しておかなければならない。警察署はこれらの酒場の近くにある適切な公衆電話を確認し、それを使ってパトロールは即座に署に連絡し、必要な場合には機動隊を出動させることができる。特に重視すべきは、警察車両の計画的な投入である¹³⁵」。

半年後の1930年5月28日付で、今度はベルリン警察本部第I局（政治警察）が「最近の共産党とナチスの活動の高まりに関する件」と題した文書の中で同様の指摘を行っている。

「このところ、共産党員とナチ党員の活動が目に見えて高まってきている。…この状況下では、両サイドの常連酒場を恒常的に監視することが極めて重要である。…これらすべての常連酒場は暗くなり始めると監視されている。しかし、それ以上に重要だと思えるのは、時々計画的に武器の隠匿が行われていないかどうか、これらの酒場を捜索することである。というのも、最近のほぼすべての政治的衝突はこれらの常連酒場が起点となっているからである。それゆえ、可能な限り即座にナチスと共産党の常連酒場をそれぞれ毎晩組織的に捜索することである。最初の捜索で、おそらくは武器が発見されるだろう¹³⁶」。

具体的な酒場をめぐる政治的暴力事件についてここで立ち入ることはしないが、一例を挙げると、1931年11月3日にシュトローム通り（ティアガルテン）にある共産党の酒場（Lokal von Schlüter）を出た複数の集団が集会帰りのナチ党員を襲撃した事件に関する報告書の中で、警察はこの酒場を「多くの場合で政敵への襲撃の起点」とみなし、この酒場の別室が「暴力行為のための集合場所・拠点として利用されている」とみなしている¹³⁷。ナチスの酒場についても、警察は例えばグナイゼナウ通りとゾルム通りの角のナチスの常連酒場（Lokal „Zur Hochburg“）を「共産党員とナチ党員の暴力的対立の中心点」とみなし、「この場所が政敵との暴力的な対立のための集合場所や拠点として、そしてその他の暴力行為を行うために利用される」ことを危惧していた¹³⁸。政治的暴力がピークに達した1932年7月には「特に過激政党的常連酒場が存在する管轄内では政治的衝突が頻発している」との報告が行われている¹³⁹。

すでに引用した1930年5月の警察報告で述べられていたように、ワイマル共和国末期のベルリンにおいて、警察は政治的暴力を未然に防ぐ重要な手段として、ナチスや共産党の酒場に対する監視の強化をことあるごとに訴えていた。それらをまとめたものが表4であるが、これによるとナチスの酒場が増加し始めた1930年代初頭から1932年後半までほぼ恒常的にナチスや共産党の酒場に対する警戒や監視が指示されており、こうした酒場がベルリンの治安問題と密接に結びついていたことがあらためて明らかになってくる。警察は、とりわけ大きな行事（政治的集会やデモ）、政敵に殺害されたナチ党員やSA隊員の葬儀、大規模な政治的衝突や乱闘など特定の出来事の後で、市内の警察各所に政治的酒場の監視や付近のパトロールを指示していた。

【表4】警察による政治的酒場に対する監視指示

	文書日付	指示の背景	指示の内容	典拠
1	1930. 2. 14	ナチス・共産党の集会	特別な監視措置が常連酒場とその周辺、あるいはこれまでの経験で再三にわたり政治的衝突の現場となっている通りにおいて必要である。1930年1月17日の命令により共産党とナチスの常連酒場に関して命じられている監視措置を強化する。	LAB, Rep.030, Nr.7569, Bl.108.
2	1930. 5. 28	ナチスの新聞販売の拡大、共産党新聞の内容の過激化	この状況下では、両サイドの常連酒場を恒常的に監視することが極めて重要である。	LAB, Rep.030, Nr.7600, Bl.293.
3	1930. 6. 2	ナチス・共産党の挑発的な新聞販売	両過激政党の活動の活発化に対して、パトロール任務の強化と特に両サイドの有名な常連酒場の監視によって予防が行われなければならない。	LAB, Rep.030, Nr.7600, Bl.306f.
4	1931. 2. 14	ナチス・共産党の集会	ナチスと共産党の常連酒場を9時以降は特に監視する。	LAB, Rep.030, Nr.7570, Bl.234.
5	1931. 2. 18	ナチスの集会	常連酒場（ナチスと共産党）は強力かつ恒常的な監視の下におかれなければならない。	LAB, Rep.030, Nr.7553, Bl.269.
6	1931. 3. 5	ナチスの集会	公共交通手段およびナチスと共産党の常連酒場の監視する。	LAB, Rep.030, Nr.7553, Bl.290.
7	1931. 6. 20	ナチスのスポーツ大会	ナチスと共産党の常連酒場の監視はさらに早朝の時間帯まで必要である。	LAB, Rep.030, Nr.7554, Bl.208.
8	1931. 9. 11	社会民主党の集会	共産党とナチスの常連酒場を（社会民主党の）集会終了後、その営業終了まで特別な見張りを立てて…監視する。	LAB, Rep.030, Nr.7562-1, Bl.223.
9	1931. 9. 14	殺害されたナチス突撃隊員の埋葬	ナチスと共産党の常連酒場には見張りを立てて監視する。	LAB, Rep.030, Nr.7555, Bl.78.
10	1931. 10. 13	共産党のデモ	共産党の部隊は居住地区へ戻る途中での注視が必要。特に常連酒場を監視する。	LAB, Rep.030, Nr.7514, Bl.252.
11	1931. 10. 22	殺害されたナチ党員の埋葬	ナチスと共産党の常連酒場を13時以降、特別に見張りを立てて監視する。	LAB, Rep.030, Nr.7555, Bl.156.
12	1931. 11. 7	過激な組織の活動の活発化	共産党・ナチスの常連酒場の監視は少なくとも酒場の閉店まで必要である。	LAB, Rep.030, Nr.7603, Bl.181.
13	1931. 11. 10	殺害されたナチス突撃隊員の埋葬	共産党とナチスの常連酒場を13時以降、危険な地区では特別な見張りを立てて監視する。	LAB, Rep.030, Nr.7555, Bl.225.
14	1932. 2. 19	国会の開会	終日にわたり、特に常連酒場（共産党とナチス）に注意しなければならない。…常連酒場にはその営業終了まで見張りを立てて治安を維持しなければならない。	LAB, Rep.030, Nr.7515, Bl.250.
15	1932. 4. 18	ナチスの集会	危険な地区では共産党とナチスの常連酒場を監視する。	LAB, Rep.030, Nr.7557, Bl.334.
16	1932. 5. 26	プロイセン州議会での混乱	昨日から再び共産党とナチスの間での政治的な騒動や暴力的衝突が増大している。…夕刻から酒場の閉店まで警察車両によるパトロールを強化し、共産党とナチスの常連酒場を常に監視しなければならない。	LAB, Rep.030, Nr.7606, Bl.252.
17	1932. 6. 11	ナチスと共産党の衝突	各部署は必要な措置をとること。常連酒場（共産党とナチス）の監視がさらに大きな意味をもつ。危険な地区では、警察車両や自転車によるパトロールを酒場の閉店まで実施する。	LAB, Rep.030, Nr.7606, Bl.267.
18	1932. 7. 11	政治的暴力事件の増加	この展開（各党派間の緊張の高まり）がさらに進んだ結果、政治的で閉鎖的な闘争団体が特定の酒場を明白な政治的拠点にするようになった。これらの酒場は思想が異なる政党や団体の攻撃に昼夜さらされており、警察は継続的に監視と保護を行わなければならない。	LAB, Rep.030, Nr.7607, Bl.57.
19	1932. 11. 21	(不明)	共産党とナチスの常連酒場を夜間には基本的に二人組のパトロールや特別警戒により監視しなければならない。	LAB, Rep.030, Nr.7608, Bl.186.

2. 政治的酒場に対する営業時間短縮および閉鎖措置

それでも、酒場を舞台や拠点とする政治的暴力事件は増加の一途をたどっていくことになった。こうした状況下で、警視総監グルツェジンスキは1931年7月22日付の文書で「過激派の攻撃の起点となる特定の酒場に関しては、閉鎖が少なくとも営業時間の短縮をもって対応すること」を要請し¹⁴⁰、さらに1931年8月5日の警視総監臨席の会議を受けて、一週間後の8月12日付で保安警察指揮官ハイマンスベルクはベルリン警察本部第I局に宛てて「これから先の特殊な事件に基づいて各署から個別の申し立てが提出される場合」という条件付きながら「個々の酒場の法定営業時間の短縮」を提案し、「政治的な原因での法定営業時間の短縮に私は非常に大きな関心を持っている」と述べている¹⁴¹。この8月5日の会議の内容は定かではないが、8月5日と6日だけでベルリン市内の各署から警察本部に向けて管轄内の「政治的騒擾酒場 politisches Radaulokal」に関する報告が次々に上がってきている（確認できたものだけで14件の報告）。それらの報告にはナチスや共産党の「騒擾酒場」の実名とその酒場をめぐるトラブルが具体的に記されているが、例えば、第30分署の報告はリュッツォウ通り（ティアガルテン）のナチスの常連酒場（Lokal „Afrika-Kasino“）について、酒場内やその周辺で発生した「警察が介入するきっかけ」

となった事件24件（銃撃・乱闘・嫌がらせ・安眠妨害・落書きなど）を列挙し、店主が秩序維持のためにこうした客の行為に対して何ら対策を講じていないと述べている¹⁴²。また、第17分署はツィオンスキルヒ広場（ミッテ）の共産党の常連酒場（Lokal von Kaiser）に関して、乱闘、襲撃、略奪などの事件を挙げた上で、こうした「公共の安寧・安全・秩序の妨害」は「この酒場の客と関係がある」と指摘している¹⁴³。

以上から明らかなように、1931年後半になると、ベルリン警察は政治的酒場の対策に本腰を入れ始め、凶悪さの目立つ酒場に対しては営業時間の短縮（夜間閉鎖）、場合によっては完全な閉鎖を命じるようになっていった¹⁴⁴。とりわけ1931年10月6日に「第三次ライヒ大統領緊急令」が公布されると、これを法的根拠として、暴力の温床とみなされた酒場が営業時間短縮や閉鎖の措置を受けていった¹⁴⁵。この緊急令では「国家を危険にさらす活動の集合場所の解散」が命じられており、「酒場や飲食店が問題となる場合、3か月の期間内で地元の警察は営業許可を剥奪することができる」と規定されていた。この緊急令に基づいて酒場に送付される命令書はほぼ定型文化されており、対象の酒場が「政治的な動機あるいは政治的な目的から、人や器物に対する暴力行為を行うための集合場所や拠点として利用されている」ことを理由として、営業時間短縮や閉鎖が「公共の安全と秩序を維持するために」必要な措置として正当化されていた¹⁴⁶。この命令書は送付日をもって即時発効し、それに対する異議申し立ては認められていたが、それをもって命令の発効を延期させることはできなかった。

表5はベルリン警察本部の史料の中で確認できた酒場に対する処分31件をまとめたものであるが、それによると、当初は夜間（18時から6時まで）の営業禁止を3～4週間の期限で命じていたが、その後、1932年3月ごろから完全閉鎖とより厳しい措置が目立ち始め、期間も長くなっている¹⁴⁷。また、処分の対象となったのは、共産党の酒場が8件（酒場数8軒）であるのに対して、実数の少ないナチスの酒場は23件（2度処分を受けた酒場が5軒あるため、酒場数は18軒）であり、ナチスの酒場の「凶悪さ」を物語る結果となっている。1932年2月11日付で、ベルリン警察本部第I局が特にナチスの酒場に対する警戒を強調して、ナチスの常連酒場やSAハイムへの監視をすべて報告するように各署に要請し、「すべての違法行為、酒場と結びついた不法行為や突発事件、とりわけ当該の酒場に入出入りする客が常に関与している事件すべて」に「特に関心がある」と述べているように¹⁴⁸、1932年頃入ると、警察は政治的暴力と酒場を表裏一体の関係とみなすようになっていた。例えば、1932年6月23日にフィッシャー通り（ミッテ）で発生した共産党とナチスの銃撃戦の起点となった共産党の2つの酒場（Lokal von HoppeとLokal „Nussbaum“）について、地元の警察署は次のように述べている。「政治的に極めて厳しい動きを前にして、署としては安寧と秩序の維持のために、特定の酒場の閉鎖が差し迫って必要だと考えている。こうした連中の政治的な行動は2つの酒場の閉鎖によって大部分で終わりを迎えることになるだろう¹⁴⁹」。さらにベルリンで毎日のように政治的暴力事件が発生していた1932年7月14日付の文書において、ベルリン警察本部第I局は「数多くの政治的乱闘や銃撃に鑑みて、常連酒場（ナチスと共産党）の解体が取り急ぎ必要である¹⁵⁰」とさらに強い姿勢を示している。ただ、管見の限り、1932年夏以降に酒場の閉鎖が行われた形跡はない。酒場に対する警察の実力行使（営業時間短縮や閉鎖）は1932年1月から4月にかけて活発だったのであり、7月20日に発生したパーベン政府による「プロイセン解体」後、こうした動きは下火となっていった。

警察がある酒場の営業時間の短縮（夜間閉鎖）に踏み切る場合、第三次大統領緊急令で示されたように、その酒場が「国家を危険にさらす活動の集合場所」であると確認されるかどうかが重要であった。例えば、1931年1月18日に営業時間を短縮されたナチスの酒場（Lokal „Zum Turm“）は「恒常的な騒擾の中心¹⁵¹」、「多数の政治的騒動の起点¹⁵²」とみなされており、先にも取り上げたフッテン通りのナチスの常連酒場（Lokal von Klotzsche）については「ナチ党員と政敵との間の衝突のきっかけを再三にわたり提供してきた¹⁵³」ことが理由とされている。グナイゼナウ通りとゾルム通りの角のナチスの常連酒場（Lokal „Zur Hochburg“）についても、警察は「すでに以前からしばしば共産党員とナチ党員の暴力的対立の中心点だった¹⁵⁴」と指摘して、夜間閉鎖に踏み切っている。

では、処分の対象となった酒場の閉鎖直前の状況はどのようなものだったのだろうか。その状況からはワイマル共和国末期の政治的街頭闘争の縮図が見えてくると言えるが、ナチスの酒場に関していえば、警察が閉鎖の判断材料としたのは大きく分けて周辺の他の酒場や住民とのトラブルと武器の隠匿の2点であった。前者に関しては、例えばジューメンス通りとヴォルタ通りの角のLokal „Zum Turm“（Lokal von Jahnke）の客は1931年12月27日に近くの酒場（Lokal von Tommerdisch）にいた社会民主党系合唱団を威嚇・暴行し、また年末から年始にかけては酒場の前で「ハイル・ヒトラー」や「ドイツよ、目覚めよ」と大声で叫び、駆け付けた警察官に対して罵声を浴びせていた。さらに1932年1月1日には近くの酒場前で爆竹を鳴らし、窓ガラスを破壊して苦情が出ており、それより3週間ほど前に国旗団員が路上で罵倒された事件についてもこの酒場の客の仕業とみられていた¹⁵⁵。フッテン通りのLokal von Klotzscheの客は1931年9月9日に近くのウフナウ通りで政敵を襲い、襲撃されたも

【表5】ベルリン市内の政治的酒場に対する閉鎖・営業時間短縮命令

	文書日付	党派	酒場名	期間	内容	典拠
1	1931. 8. 5	KPD	Lokal von Potratz	4週間	22時までの営業短縮	LAB, Rep.30, Nr.7603, Bl.320.
2	1931. 10. 10	NS	Lokal von Reisig („Zur Altstadt“)	4週間	18時から6時までの閉鎖	GStA, Rep.314, Bl.105.
3	1931. 11. 10	NS	Lokal „Zur Hochburg“	4週間	18時から6時までの閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7603, Bl.385.
4	1931. 12. 4	NS	Lokal von Oestreich	32年1月15日まで	18時から6時までの閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7604, Bl.14.
5	1931. 12. 18	KPD	Lokal von Simon	4週間	19時から6時までの閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7575, Bl.188.
6	1931. 12. 9	NS	Lokal von Klotzsche	3週間	19時から6時までの閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7556, Bl.329.
7	1932. 1. 6	NS	Lokal von Uhlke	4週間	18時から6時までの閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7604, Bl.396.
8	1932. 1. 13	NS	Lokal von Klotzsche	4週間	18時から6時までの閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7556, Bl.333.
9	1932. 1. 18	NS	Lokal „Zum Turm“	4週間	18時から6時までの閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7604, Bl.409.
10	1932. 1. 28	KPD	Lokal von Marx	4週間	18時から6時までの閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7576, Bl.40.
11	1932. 1. 28	NS	Lokal von Reisig („Zur Altstadt“)	3か月	18時から6時までの閉鎖	GStA, Rep.314, Bl.105.
12	1932. 2. 5	NS	Lokal „Zur Hochburg“	32年3月4日まで	完全閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7557, Bl.91.
13	1932. 2. 8.	NS	Lokal von Muskulus	32年5月7日まで	完全閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7558, Bl.25. GStA, Rep.314, Bl.206.
14	1932. 2. 9	KPD	Lokal von Hoffmann	不定期(当分の間)	20時から6時までの閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7577, Bl.4.
15	1932. 2. 13	NS	Lokal von Legien	4週間	18時から6時までの閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7557, Bl.151.
16	1932. 2. 24	KPD	Lokal von Schulz	32年3月23日まで	20時から6時までの閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7576, Bl.479.
17	1932. 3. 9	NS	Lokal von Eiermann („Deutsche Bierstuben“)	32年5月8日まで	18時から9時までの閉鎖 (3月18日付で命令取り消し)	LAB, Rep.30, Nr.7557, Bl.162.
18	1932. 3. 11	NS	Lokal von Kuhnig	不定期(当分の間)	完全閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7557, Bl.325.
19	1932. 3. 13	NS	Lokal von Schneiderei	32年5月13日まで	18時から9時までの閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7558, Bl.43.
20	1932. 3. 15	NS	Lokal „Tempo“	32年5月15日まで	完全閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7557, Bl.190.
21	1932. 3. 15	NS	Lokal von Böwe	32年5月15日まで	完全閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7557, Bl.395.
22	1932. 3. 15	NS	Lokal von Legien	32年5月15日まで	完全閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7558, Bl.14.
23	1932. 3. 23	NS	Lokal von Dellbrügge	4週間	完全閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7557, Bl.320.
24	1932. 4. 7	KPD	Lokal von Behnke	32年3月4日まで	20時から6時までの閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7577, Bl.179.
25	1932. 4. 9	NS	Lokal von Szopnigk	32年5月7日まで	完全閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7558, Bl.1.
26	1932. 4. 9	NS	Lokal von Jochmann	32年5月7日まで	完全閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7558, Bl.21.
27	1932. 4. 9	NS	Lokal von Rosenberg	32年5月7日まで	完全閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7558, Bl.27.
28	1932. 4. 23	NS	Lokal von Krage	32年5月21日まで	完全閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7558, Bl.61.
29	1932. 4. 27	NS	Lokal von Dellbrügge	4週間	完全閉鎖	LAB, Rep.30, Nr.7558, Bl.35.
30	1932. 7. 14	KPD	Lokal von Schneider	4週間	営業開始時間を17時に (7月23日付で命令取り消し)	LAB, Rep.30, Nr.7559, Bl.6.
31	1932. 7. 14	KPD	Lokal von Krause	4週間	営業開始時間を17時に (7月23日付で命令取り消し)	LAB, Rep.30, Nr.7559, Bl.10.

のが逃げ込んだ建物の窓ガラスを破壊し、さらに12月5日には同じフッテン通りの社会民主党・国旗団の党酒場(Lokal von Lux)にいた国旗団員を襲撃して乱闘騒ぎを起こしている¹⁵⁶。同様に、マックス通り(ヴェディング)のLokal von Muskulusの客は閉鎖前日の1932年2月7日未明、近くの共産党の酒場(Lokal von Cissewski)に押しかけて中にいた客を暴行し、店内をひどく破壊している。その際、ナチ党員たちは介入した警察官に対しても暴行を働き、帽子やサーベルを奪い取っている¹⁵⁷。ジークフリード通り(シェーネベルク)のLokal von Schneidereiの客であるナチ党員たちは1931年5月27日に店内で労働者2名を暴行して負傷させ、同年11月30日は店の前で通りすがりの国旗団員2名を暴行している。さらに、閉鎖に決定的だったのは、1932年3月6日にジークフリード通りでプロパガンダ活動をしていた共産党員をナチ党員約50名が襲撃し、警察が介入した事件であった¹⁵⁸。ヘッベル通りのLokal „Zur Altstadt“ (Lokal von Reisig)はその凶暴さで悪名高いナチス突撃隊第33中隊の酒場であり、「酒場内や周辺地区でのSA隊員やナチ党員と政敵の間のおびただしい衝突」が報告されている。例えば、1930年11月22日には酒場を出た第33中隊が労働者スポーツ協会のメンバーを襲撃して、1名が腹部を撃たれて重傷、3名が軽傷を負っており、31年1月28日深夜には、酒場内での共産党員との衝突で共産党員1名が刺殺されている。その3日後の1月31日深夜にも酒場の前で政敵との衝突が発生し、労働者1名がSA隊員によって殺害され、2名が重傷を負う事件が発生していた¹⁵⁹。一方、後者の武器の隠匿に関しては、例えばシュロース通り(フリード

リヒスフェルデ)の Lokal von Ulke では1932年1月3日未明に発生した発砲事件を受けて警察が行った家宅捜索の結果、店内にいたナチ党員2名がナイフを所持し、さらに店の床や椅子からピストル5丁が発見されている¹⁶⁰。ヴァルト通り(ミッテ)の Lokal von Dellbrügge では、既述したように、移転オープン初日である1932年にナチ党員と共産党の銃撃戦が発生したが、その後の家宅捜索でこの酒場からピストル3丁が発見・押収されている¹⁶¹。

ナチスに比べて、閉鎖された共産党の状況を示す史料は少ないが、マッテルン通りの Lokal von Simon では1931年12月17日にマッテルン通りとエバーティ通りの角(フリードリヒスハイン)で発生した共産党員によるナチ党員に対する銃撃の前に店内で銃が配られており、銃撃事件後、容疑者4名がこの店に逃げ込んだため、警察の捜索を受けている¹⁶²。また、グーベン通り(フリードリヒスハイン)の Lokal von Hoffmann に関しては、1931年7月31日にこの酒場の常連客が警官に対して発砲した他に、1932年1月中旬にこの酒場の客が酒場の前を通りかかった政敵を襲って重傷を負わせ、1月28日にはこの酒場に集結した共産党員たちが近くのフランクフルター・アレーで行われていたナチスの集会を妨害して42名が逮捕されている。夜間閉鎖の前日である2月7日には、この酒場に集まった約100名がデモ隊を結成し、途中で政敵の酒場に投石を行っていた¹⁶³。

警察当局によるこうした措置に対して、酒場店主たちはそれぞれに反発し、異議申し立てを行っている。多くの場合、店主たちは自らの酒場が暴力の温床であることを否定し、閉鎖を政治的弾圧だと訴えているが、例えば、Lokal „Zum Turm“ の店主ヤーンケは1932年2月6日付の異議申し立てで、次のように述べている。「(夜間閉鎖)命令には根拠がありません。確かに、私の酒場にはしばしば NSDAP の党員たちが訪れていますが、その際に酒場内でもその周辺でも暴力沙汰など起こったことなどありません。私の酒場の客が故意に暴力行為に及んだことも全くありません。…閉鎖は NSDAP に対するプロイセン警察の度重なる政治的抑圧の一つに過ぎません¹⁶⁴」。Lokal von Klotzsche の店主クロツェは1度目の夜間閉鎖に際して1932年1月15日付で「消耗的で恣意的な措置は、プロイセン、とりわけベルリンにおいておよそ一週間前に NSDAP に対して行われた新たな迫害の波の枠内でのみ理解できるものがある¹⁶⁵」と述べ、Lokal von Schneidereit の店主シュナイデライトは1932年3月14日に警視総監は具体的な事実を提出しておらず、「私の酒場の閉鎖は政治的な理由だけで行われた¹⁶⁶」と反発している。また、Lokal „Zur Altstadt“ の店主ライジヒは自分の酒場内以外で客が起こした暴力沙汰の責任を負うことはできないとしつつ、酒場の閉鎖が地域内の危険をさらに高めることになってしまうとの観点から異議を唱えている。

「事件がどこで起ころうと関係なく、公共の安寧と秩序の維持のために閉鎖が必要だという見解は適切ではないように思えます。むしろ、閉鎖によって私の酒場へ出入りする客は街頭や他の酒場へ行くこととなります。それにより、さらなる衝突の危険が高まるだけです。逆に、私の客を私の酒場へ出入りさせることができれば、彼らを街頭から遠ざけ、同じ考えを持つ仲間内にとどまり、衝突はいつもよりも容易に回避されるでしょう。私の酒場の閉鎖によって、諸政党メンバーが顔見知りのナチ党員たちを襲撃し、殴り倒すことを阻止することもできません。私の客は近隣の通りに住んでいるので、彼らは、私の酒場が開いているかそうでないかに関わらず、この通りを通らざるをえません。つまり、私の客がこの周辺から遠ざけられることが、命令によって実現することはないのです¹⁶⁷」。

さらに、1931年末か1932年初頭にはナチス側の弁護士が「SA ハイムおよび SA 常連酒場の閉鎖に関する法的鑑定書」を作成して警察に提出しているが、それが強調しているのは失業中のナチ党員の救済という酒場の福祉機能や治安機能であり、酒場が公序良俗にとっての危険となっているという警察の見方に反発し、その正当性を主張している。

「SA の常連酒場は、80%が失業中である SA にまとめられた党員を監督し、街頭から遠ざける目的を持っています。その上、この酒場は、敵側から追いかけられ、氏名や住所が敵の新聞で再三にわたり公表され、暴力行為をあからさまに要求されている党員に対して、個人的に保護するために仲間が自宅まで同行する機会を提供しています。こうした常連酒場の目的は、警視総監が命じた18時から6時までの閉鎖により挫折させられることとなります。言うまでもなく、暗い時間帯にほとんどのリスクの要素が含まれているからです。この場合でも、酒場の閉鎖は緊急令が目指すこととは逆のこと、すなわち不安定さの増大を招いてしまいます。まさにこのところ、とりわけ彼らが単独あるいは少人数でいる場合にナチ党員が数多くの襲撃や暴力行

為にさらされていますが、そのことが極めて明確に示しているのは、生命や健康を常に脅かされている党员を守るためには警察の保護では十分ではないということであり、常連酒場を維持することによってのみ可能な党员のまとめりこそが、国家の不十分な保護を補い、それに取って代わるのに適しているということです。…この酒場が政治的暴力行為の拠点であるとは話になりません。…この酒場の維持はまさにこの地域に必要なことなのです。というのも、この地区に暮らす党员たちは後ろ盾もなく共産党側からの攻撃や侮辱に無防備にさらされていますが、この酒場の存在によってのみ共産党员たちは控えめな態度をとることになるからです。つまり、この酒場の維持は公共の安全や秩序の保障に役立つのであり、決して危険ではないのです¹⁶⁸。

また、夜間の営業禁止に伴い酒場が稼ぎ時に店を閉めることになったため、店主たちは売り上げの減少についても当局に抗議していた。Lokal von Klotzscheの店主クロツェは夜間閉鎖措置最中の1932年2月1日付でベルリン警視総監に宛てた異議申し立ての中で「経済的にひどい打撃を受けている¹⁶⁹」と訴え、Lokal „Tempo“の店主グルナウアーは1932年3月16日付でライヒ内相に宛てた異議申し立ての中で「酒場の完全な閉鎖により、私は生活の糧を得る可能性を奪われた¹⁷⁰」と述べている。同様に、1932年2月11日にはナチス側の弁護士ツアルナックがLokal von Muskulusの閉鎖に関して、ライヒ内相に「酒場の完全な閉鎖は全く耐え難いことであり、必然的に酒場店主の破産につながるものであって完全に不当である¹⁷¹」と抗議している。

ほぼすべての閉鎖措置に出されたと思われるこうした異議申し立てに対して、当局側も積極的に反論を行って、措置の正当性を訴えている。Lokal „Zum Turm“の店主ヤーンケが1932年2月6日付で行った異議申し立てで酒場と周辺での政治的暴力のかかわりを否定したことに對して、2月23日付でプロイセン内相は「貴殿の酒場はNSDAPにより集合場所や常連酒場として利用されてきた¹⁷²」と断言し、1932年3月21日の銃撃事件をきっかけに夜間閉鎖されたLokal von Dellbrüggeの店主デルブリュッケに対しては、事件の家宅捜索で店内からピストル3丁が発見されたことを引き合いに出して「貴殿の酒場がさらなる暴力行為の出発点になりうるという危惧を正当化するものである¹⁷³」と述べている。また、代理人弁護士が異議申し立てを行ったLokal von Muskulusに関しては、この酒場から政治的衝突の際に「援軍」が動員されたことを重視し、それが「暴力行為のための拠点として利用されていた」と断言して、1932年3月31日付でプロイセン内相が申し立てを棄却している¹⁷⁴。同様に、政治的な理由だけで自分の酒場が閉鎖されると抗議したLokal von Schneidereitの店主シュナイデライトに対してもプロイセン内相は、酒場に入出入りするナチ党员が政敵への攻撃を繰り返すことで「公共の安寧の妨害をもくろんでいる」と述べた上で、「貴殿の酒場は夕方や夜間の時間帯にきわめて容易にさらなる暴力行為の起点となりうる」と指摘している¹⁷⁵。Lokal „Zur Altstadt“の店主ライジッヒに対しては、プロイセン内相が1932年3月14日付で一連の経緯に触れつつ、以下のように夜間閉鎖の正当性を主張している。

「貴殿の酒場はずいぶん前から集合場所や常連酒場として使われている。繰り返して知覚されてきたのは、常時5～6名の見張りが宿泊する貴殿の酒場の近辺で、政敵がナチ党员によって追いかけられ暴行されたことである。さらに目撃されているのは、関与したナチ党员たちがその後、たいていは貴殿の酒場へ戻っていることである。貴殿の酒場内外での度重なる衝突のために、1931年11月17日にベルリン警視総監が貴殿に口頭で警告し、さらなる違反の場合の結果に注意を促した。にもかかわらず、1931年12月5日、貴殿の酒場から発する新たな衝突が発生した。貴殿の酒場に入出入りするナチ党员数名がLokal von Luxに行き、挑発する意図でその客に喧嘩を売った。暴力行為が始まると、通りに配置されていたナチ党员の監視役を通じて、すぐさま貴殿の酒場から60～80名のナチ党员が呼び寄せられた。ここから明らかになるのは、貴殿の酒場に入出入りするナチ党员が公共の安寧を妨害することを狙っていることであり、諸事件の後、貴殿の酒場が夕刻や夜間の時間帯にきわめて容易にさらなる暴力行為の起点になるかもしれないという危惧がもっともだと思えることである¹⁷⁶」。

こうした強制的な閉店措置に対して、それぞれの酒場がどのように対応し、当局が酒場の閉店をどのように監視していたかという点は残された史料からは判然としない¹⁷⁷。ミヒヤエルキルヒ通り（ミッテ）のナチスの常連酒場（Lokal von Legien）はビラ配りをしてきた国旗団員を襲撃する拠点となったことで1932年2月に4週間の夜間閉鎖措置を受け、店主レギーンは襲撃に関与したナチ党员の出入りを認めないことを当局に約束したが、措置の発効後もそれまで通りナチ党员に酒場を使用させていた。こうした状況やその後、店内の家宅捜索で回転式拳銃が発見されたことで1932年3月15日にこの酒場は2度目の閉鎖措置（2か月間の完全閉鎖）の対象となって

いる¹⁷⁸。逆に、処分後に政治的酒場から一般の酒場に転換した場合には閉鎖措置が解除されることもあった。Lokal „Tempo“ の店主グルナウアーは異議申し立てを行った5日後の1932年3月21日に警視総監宛てに書簡を出し、二度とSA隊員を酒場に受け入れないことを誓約し、ナチスのロッカーや横断幕を撤去して酒場を非政治化したことを理由に夜間閉鎖命令の中止を求めている。これに対して、警察はこうしたグルナウアーの主張を受け入れ、3月30日付で命令の中止を決定している¹⁷⁹。

また、1932年7月20日にライヒ政府（パーペン内閣）によって行われたプロイセン内閣の罷免（プロイセン解体）の際に社会民主党のプロイセン内相やベルリン警視総監が解任されると、保守的となったプロイセン政府に対して前任者の行為に対する事後的な補償を求める店主も出てきた。例えば、Lokal „Zur Altstadt“ の店主ライジツヒはこの酒場を起点に頻発する暴力沙汰を理由に1931年10月に4週間、1932年1月には3か月の夜間閉鎖措置を受けたが、1932年8月10日付でプロイセン内相に宛てて提出した申立書の中で、この措置によって3000マルク以上の損害を被り、店が再開した後にSAが他の店に拠点を変更したため、ビールの売り上げが減少したと訴え、損害の補填を求めている¹⁸⁰。申立書の冒頭で、ライジツヒは「近頃、政府により解任された社会主義的な警視総監グルツェジンスキとプロイセン内相ゼーヴェリング」によって自分の酒場が「何らの理由なく強制的に閉店された」ことや「あらゆる手段を用いて警官の挑発や嫌がらせを受けて」きたと主張して、以下のように訴えている。「私は今非常に苦境に立っており、酒場の不当な強制的閉鎖により破産寸前の状態にあるので、ライヒ内相におかれましては、この案件を緊急のものとして扱い、場合によっては私の損害を補填していただきますようお願い申し上げます」。

「ベルリンでの政治的暴力のほぼすべての行動は酒場とアルコールと何らかの関係があった¹⁸¹」とのスウェットの主張がいささか誇張を含むものであるとしても、酒場の存在なしにワイマル共和国末期の政治的暴力を語るのが難しいことは、以上のような警察側の政治的酒場に対する対応や措置が物語っていると言えるだろう。

IV. ナチス政権の成立と政治的酒場

世界恐慌発生からワイマル共和国末期にかけての政党・政治組織間の激しい街頭闘争はこうして政治的な酒場を拠点の一つとして展開していた。こうした事情から、1933年1月30日に政権を握ったナチスが反対派（特に共産党）の弾圧のために目を付けた政治活動の場もまた酒場であった。本稿の対象時期を越えてしまうが、最後にナチス政権成立後の共産党の酒場の状況に触れておきたい。

共産党の酒場の閉鎖措置は、1933年2月27日深夜のいわゆる「国会議事堂放火事件」の翌日に共産党が非合法化されたことを受けて開始されている。ベルリン警察内ではこの件に関する緊急の命令が発せられているが、それによると、共産党の常連酒場の閉鎖は28日午後第I局（政治警察）の警察官によって電撃的に実施され、閉鎖の後に党外の酒場は保安警察の支援で家宅捜索されることになっており、このために第I局は約300名の警官を移送する車両の用意を要請している¹⁸²。第I局は続いて共産党の常連酒場リストを配布している。このリストには11頁にわたり310軒の酒場の所有者（店主）と住所が掲載されており、その冒頭には、リストの酒場は警察により即座に閉鎖され300名の警官が動員されること、閉鎖は所轄の警察署によって行われ書面による閉鎖命令は酒場の所有者に宛てて翌3月1日に送付されること、この措置が15時以降に実行されることが記されている¹⁸³。この措置の法的根拠は1933年2月4日に公布された「ドイツ国民保護のための大統領緊急令」の第23条であった¹⁸⁴。そこでは公共の安全や秩序にとって必要とされる場合、政治的な目的や動機から多数の者が共同して暴力行為を行う基点になる場所、暴力行為の集合同所若しくは拠点として利用されているとみなされる場所、違法な印刷物が作成・保管されている場所、禁止行使を行う多数の者たちを宿泊させている場所などを警察が閉鎖できるとされ、さらに飲食店・酒場が問題となる場合には所轄警察署が1年までの期間で営業許可を剥奪することができると規定されていた。

2月28日の閉鎖措置に関する3月1日付の警察報告によると、多くのケースで「共産党員がこのところ出入りしていない酒場が閉鎖された」が、「他方で、第I局が確かに共産党酒場だとみなしていないが、主として共産党員が出入りしている酒場は閉鎖されていない」という状況であり、各署長にはこの問題にさらに立ち入って取り組むことが求められていた¹⁸⁵。実際にリストに挙げられた310軒のどれほどがナチスが支配する警察により強制的な閉鎖に追い込まれたのかを示す記録は管見の限り残されていない。現存する警察のわずかな記録（報告・陳情書）から若干の状況を確認することができるが、例えばリューダースドルフ通り（フリードリヒスハイン）の酒場（Lokal von Weigand）に関する報告では、警察は客同士が「Rot Front」の挨拶を交わすなどその酒場が

熱心な共産党の酒場であることを強調している一方¹⁸⁶、ブランデンブルク通りの酒場（Lokal von Güttler）については、ブランデンブルク通りに移転した後、共産党員の訪問客が減っており、その酒場はナチスや国家国民党の支持者も出入りする「本来の意味での共産党の常連酒場ではない」と報告されており、閉鎖対象の基準が曖昧であったことをうかがわせる¹⁸⁷。

ナチス政府の意向を受けた警察の強制的な閉鎖措置に対する共産党酒場の店主たちの反応は（表向きであれば）ナチス体制への順応や諦念であり、すでに2月28日の閉鎖措置以前に政治的に転向した酒場もあった。例えば、ブリュッケン通り（トレプトウ）の共産党酒場（Lokal „Zum Stern“）に対しては1933年2月2日付でこの酒場が「無頼者を宿泊させ」、酒場の「窓には…煽動ビラが貼られて」おり、政敵を脅しているという地元住民からの告発が警察に提出されていたが、2月23日付で警察は店主の指示で共産党の常連酒場から一般市民向けの酒場に転換し、共産党のポスターや新聞はすべて撤去され、最近ではナチ党員も訪れていると報告している¹⁸⁸。

こうした状況下で2月28日の閉鎖措置後に酒場店主たちが警察に提出した営業再開許可を求める陳情書からは、店主たちの苦悩が垣間見えてくる。マールメアー通り（プレントラウアーベルク）の共産党酒場（Lokal von Pöthig）の店主ペーティヒは3月6日付でプロイセン内相に送付した陳情書の中で、自らの酒場が暴力行為のための集合場所や拠点として利用されたことを否定し、それが共産党の党酒場ではなく、あらゆる政党支持者が利用する公共の酒場であると述べて、労働者地区に立地しているために客の中に共産党支持者がいる点に理解を求めている。その上で、共産党系組織が酒場に利用を求めてきた場合には、酒場への立ち入りを禁じ、警察の命令・指示に従うと誓約し、さらに閉鎖による経済的な苦境を訴えて、陳情書をこう結んでいる。「ドイツ人一家をこうした厳しく完全に不当な措置によって破滅へと至らせ、私が公的な福祉支援を受給せざるを得なくなることは決して現政府の本意ではないでしょう¹⁸⁹」。同じくジョスティ通り（プレントラウアーベルク）の共産党酒場（Lokal von Löffler）が3月2日付でベルリン警察本部に送った陳情書でも、店主レフラーは「私のレストランは純粋な市民的・中立的立場の酒場であり、そこにはあらゆる政党の支持者が出入りしている」と述べた上で、やはり労働者地区という土地柄から共産党支持者が店を利用することもありうると主張している。「私は生粋のドイツ人 *kerndeutscher Mann* です」、あるいは「私は愛国的な立場の国家公民としてドイツ国家の新秩序を歓迎します」という文言から明らかなように、レフラーの陳情で目立つのは体制に対する迎合的な態度である。アーダルベルト通り（クロイツベルク）の共産党酒場（Lokal von Schulze）の店主シュルツェは3月2日付で自分の酒場を政党が利用していたことを真っ向から否定する抗議の書簡をベルリン警察本部に宛てて送付していたが、翌3日には警視総監に宛てて以下の書簡を送り、前日の態度を一変させている。

「私の下には、いかなる政治団体も出入りしておらず、集会も開かれていないのであり、どういう理由で私の酒場が閉鎖されたのか理解できません。時々、小規模の共産党集会が開催されていたとしても、私の酒場をこの政党の常連酒場とみなすことはできません。私の酒場のその他の出入り客は、政党的信条とは無縁の市民から構成されています。その上で、私のところで会合している団体のリストを提出しますが、警視総監殿も第107分署もそのリストに政治的な団体がないことをお分かりいただけるでしょう。さらに申し上げたいのは、私は不案内なままにベルリン警察本部第I局に対して、なぜ私の酒場が閉鎖されたのか折り返し報告することを求め、そうでなければ措置に対して民事的手段をとらざるを得ないだろうという書簡を出しました。生命と財産を保証する憲法の対象となる条項はすべて目下のところ無効となっているので、このことは不可能であるということを私が所属する団体から教えられました。それゆえ、知らないで行動したことを後悔しており、私の誤りをお詫び申し上げます。それでも時々、共産党の集会が開かれていたことが私の酒場を閉鎖する理由であるならば、このような政党に私の酒場を二度と使用させないことを今日お約束し、政治的な案件を一他の団体についても一交渉しないことに厳に注意いたします。警視総監殿および第107分署には、ここで私が行った陳述に基づき、私の酒場を再び解放してくださいようお願い申し上げます。私の願いに耳を傾けていただけることを期待しています¹⁹⁰」。

これに対して、1934年6月末の突撃隊粛清の後、突撃隊酒場がどのような状況となったのか現時点では判然としない。しかし、以上から明らかになったように、ワイマル憲法下の自由が失われた時、ナチスに敵対する政党の酒場は自ら政治的であることを放棄せざるを得ない状況に追い込まれていったのであり、共産党の酒場であっても、異口同音に自分たちの酒場が一般市民やすべての政党に開かれた酒場であることをアピールし、共産党側の利用を拒否することを宣言し、場合によってはナチス体制を歓迎する態度すら示していた。筋金入りの政治的

な酒場店主たちを除き、多くの酒場店主は政治的動機よりも経済的動機で自らの酒場を政治化させていたが、ナチス政権の成立という決定的な政治的転換点の中で、酒場は経営を継続するために次の「選択」をせざるをえなかったのである。

おわりに

以上、本稿はワイマル共和国期のベルリンで政治的暴力の拠点としての機能を果たしていたと言われる政治化した酒場の実態を、ベルリン州立文書館やプロイセン枢密文書館に所蔵されているベルリン警察本部やプロイセン内務省などの関係史料を手掛かりに、酒場の機能、店主の対応、地域社会との関係、警察当局の対応といった視点から検討してきた。

ワイマル期の政治的酒場は多くの点で第二帝政期に成立した社会民主党の政治的酒場の伝統を踏襲するものであり、「酒場」と「政治」が結びつくという点から見ると、第二帝政期からワイマル期にかけての一貫した流れを指摘することができるだろう。第二帝政期の政治的酒場に対して、治安当局はこれを取り締まろうとしたため、酒場は体制（警察）と反体制（労働運動）が向き合う緊張を孕んだ場となった。ワイマル期になると、社会民主党のみならず、第一次世界大戦後に結成されたナチスや共産党も独自の酒場（常連酒場・党酒場・突撃隊酒場）を持ったことで、酒場は左右両勢力のレンジの中で政治的に分極化するようになり、1930年代初頭にこの動きは加速していった。こうした中で、第二帝政期には当局からの取り締まりや弾圧を逃れるための「隠れ家」として機能していた酒場は、ワイマル期には政敵への襲撃や街頭でのプロパガンダのための「前線基地」へと変化していった。別言すれば、外から政治的だと悟られないようにしていた第二帝政期の酒場は、ワイマル期には一転、周囲に対して党派性をアピールするプロパガンダ機能を備えるようになっていったのである。ベルリンでは多くが労働者地区につくられた政治的酒場について、レシュケは社会民主党や共産党の酒場が近隣社会の住民全般に対して開放的な性格をもっていたのに対して、ナチスやSAの酒場は「敵地内の要塞」として周囲に対して閉鎖的であったと述べている¹⁹¹。他方で、第二帝政期からワイマル期にかけて酒場が余暇の一部としての私的な性格を捨て、社会的・政治的な性格を備えながら「ベルリン住民の公的生活の中心¹⁹²」となっていった点に政治的酒場に共通した特徴を見出すことも可能であろう。近隣社会の中で互いに隣接する政治的酒場は、襲撃や衝突といった政治的暴力が特徴づけるワイマル共和国末期の政治的日常をとりわけ象徴する存在となっていったのであり、「体制対反体制」という第二帝政期の酒場をめぐる「縦」の対立構図に加えて、ワイマル期には諸政党・組織間の「横」の対立構図が生じたことで、酒場と政治の関係は、政治的暴力の問題も孕みながら複雑化していくことになるのである。

ワイマル期のドイツでは、政治は議論や言論を通じて理性的に行われるだけでなく、街頭でのデモや集会、場合によっては政敵への暴力すらも政治的に重要な意味を持つようになった。こうした政治状況の中で「街頭の征服」を目指す勢力（ナチスや共産党）が伸長し、政治における「街頭」の重要性は増大したが、街中に広がる政治的酒場はこの大衆的な政治（街頭政治）の最前線となっていった。「街頭を制する者が国家を制する」とはゲッペルスの言であるが、この「街頭公共圏」の征服を目指す争いにおいて街頭へ繰り出す際の拠点となった酒場は、こうした大衆民主主義時代の政治のあり方をとらえる格好の材料なのであり、そこには理性的な討議に立脚する「市民的公共圏」とは異なるもう一つの「政治文化」＝「街頭公共圏」が垣間見えてくる。この意味で、酒場と政治をめぐる問題は日常史、政治文化史、社会史の結節点として重要な視座を提供してくれると言えるだろう。では、ワイマル末期のベルリンで酒場と関わって、各党派、とりわけナチスと共産党の間でどのような政治的暴力が発生・展開していたのであろうか。酒場をめぐる政治的暴力の実態については別稿にて検討していきたい。

註

¹ *Der Abend: Spätausgabe des „Vorwärts“ vom 11.9.1929*. Vgl. Birkholz, Lutz, „Waffenfund bei Hakenkreuzlern“: Der Kampf um die Straße in den Strafprozeßakten, in: Berliner Geschichtswerkstatt (Hrsg.), *Die Rote Insel: Zur Geschichte der Schöneberger Arbeiterviertels*, Berlin 1989, S.107. 以下、本稿では史料に登場する「Nationalsozialist(en)」と「Kommunist(en)」にそれぞれ「ナチ党员」および「共産党员」の訳を充てる。史料の中で党籍の有無を判別することは不可能であるが、「国民社会主義者」や「共産主義者」を用いる場合の煩雑さや意味の混乱を便宜的に避けるためである。したがって、ここでいう「ナチ党员」には党籍を持つ者に加えて、広くその支持者も含まれており、これは「共産党员」についても同様である。

² ワイマル期の政治的街頭闘争や政治的暴力については、拙稿「1930年代初頭のベルリンにおける政治的街頭闘争」『史学研究』282号、2013年、同「ワイマル共和国相対的安定期のベルリンにおける政治的暴力とナチズム」『史学研究』287号、2015年、同「1927年3月の「リヒターフェルデ東駅の衝突」の展開と帰結」『ゲシヒテ』第8号、2015年、同「ワイマル共和国中・後期における政治的暴力に関する研究の現状」『鳴門教育大学研究紀要』第34巻、2019年を参照。

³ Straßer, Gert, *Zur sozialen Funktion der Kiezkneipe: Eine empirische Untersuchung auf der Grundlage einer aus historischen Erkenntnissen gewonnenen Fragestellung in einem Stadtteil von Berlin-Spandau*, Diss. Berlin 1986, Abrams, Lynn, *Workers' culture in imperial Germany: Leisure and Recreation in the Rhineland and Westphalia*, London/New York 1992. ナチス期の酒場に言及した研究としては、Dröge, Franz/Krämer-Badoni, Thomas, *Die Kneipe: Zur Soziologie einer Kulturform oder „Zwei Halbe auf mich!“*, Frankfurt a.M. 1987, Starzinger, Annelie, *Kommunikationsraum Szenekneipe: Annäherung an ein Produkt der Erlebnisgesellschaft*, Wiesbaden, 2000.

⁴ Rosenhaft, Eve, *Working-class Life and Working-class Politics: Communists, Nazis and the State in the Battle for the Streets, Berlin 1928-1932*, in Bessel, Richard/Feuchtwanger, Edgar J. (ed.), *Social Change and Political Development in Weimar Germany*, New Jersey 1981, Dies., *Beating the Fascists?: The German Communists and Political Violence 1929-1933*, Cambridge 1983, Schmiechen-Ackermann, Detlef, *Nationalsozialismus und Arbeitermilieus: Der nationalsozialistische Angriff auf die proletarischen Wohnquartiere und die Reaktion in den sozialistischen Vereinen*, Bonn 1998, Reichardt, Sven, *Faschistische Kampfbünde: Gewalt und Gemeinschaft im italienischen Squadristismus und in der deutschen SA*, Köln/Weimar/Wien 2002, Fülberth, Johannes, „...wird mit Brachialgewalt durchgefochten“: *Bewaffnete Konflikte mit Todesfolge vor Gericht Berlin 1929 bis 1932/1933*, Köln 2011, Reschke, Oliver, *Kampf um den Kiez: Der Aufstieg der NSDAP im Zentrum Berlins 1925-1933*, Berlin 2014.

⁵ Constantin, Theodor, *Alt-Berliner Kneipen*, Berlin 1989, S.24.

⁶ *Lokal-Termin in Alt-Berlin: Ein Streifzug durch Kneipen, Kaffeehäuser und Gartenrestaurants*, unternommen v. Paul Thiel, Berlin(o) 1989, S.16.

⁷ Schmiechen-Ackermann, a.a.O., S.376ff., Reichardt, a.a.O., S.449ff., ders., *Violence and Community: A Micro-Study on Nazi Storm Troopers*, in: *Central European History*, 46, 2013, pp.288ff., ders., *Vergemeinschaftung durch Gewalt: Der SA-„Mördersturm 33“ in Berlin-Charlottenburg*, in: Hördler, Stefan (Hrsg.), *SA-Terror als Herrschaftssicherung: „Köpenicker Blutwoche“ und öffentliche Gewalt im Nationalsozialismus*, Berlin 2013, S.122ff., Siemens, Daniel, *Horst Wessel: Tod und Verklärung eines Nationalsozialisten*, München 2009, S.90f., ders., *Prügelpropaganda: Die SA und der nationalsozialistische Mythos vom »Kampf um Berlin«*, in: Wildt, Michael/ Kreutzmüller, Christoph (Hrsg.), *Berlin 1933-1945*, Berlin 2013, S.38ff. この他にも、Wirsching, Andreas, *Vom Weltkrieg zum Bürgerkrieg?: Politischer Extremismus in Deutschland und Frankreich 1918-1933/39; Berlin und Paris im Vergleich*, München 1999, S.457, Schumann, Dirk, *Gewalt als Methode der nationalsozialistischen Machteroberung*, in: Wirsching, Andreas (Hrsg.), *Das Jahr 1933: Die nationalsozialistische Machteroberung und die deutsche Gesellschaft*, Göttingen 2009, S.138, Reschke, Oliver/Wildt, Michael, *Aufstieg der NSDAP in Berlin*, in: Wildt/Kreutzmüller (Hrsg.), a.a.O., S.25 ff., Reschke, a.a.O., S.102ff.

⁸ Fülberth, a.a.O., S.31.

⁹ 近現代ドイツにおける酒場の政治的機能に関しては、概説書でのわずかな言及を除くと、わが国ではこれまでほとんど研究されていない。それは、ドイツでは歴史学の関心が「酒場の政治化」に向かう一方で、わが国では酒場が個人の娯楽や飲食といった私的な場とみなされ、公的なもの（=政治）と切り離されてきたことによるだ

ろう。ワイマル期の政治的酒場に言及したものとしては、星乃治彦『ナチス前夜における「抵抗」の歴史』ミネルヴァ書房、2007年、21頁以下の他に、拙稿「赤いベルリンとナチズム」『歴史家のパレット』溪水社、2005年、同「1930年代初頭のベルリンにおける政治的街頭闘争」。

¹⁰ Roberts, James S., *Wirthaus und Politik in der deutschen Arbeiterbewegung*, in: Huck, Gerhard (Hrsg.), *Sozialgeschichte der Freizeit: Untersuchungen zum Wandel der Alltagskultur in Deutschland*, Wuppertal 1980, S.127.

¹¹ Ebenda, S.128. 「労働者酒場は政治文化の中心的な場所となった。ここでは労働運動の理念を議論し、拡大することができた」(Kaufmann, Ines, *Zur Entwicklung der Kneipe im 19. und 20. Jahrhundert*, in: Schwibbe, Gudrun (Hrsg.), *Kneipenkultur: Untersuchungen rund um die Theke*, Münster/New York/München/Berlin 1998, S.23)。

¹² Dröge/Krämer-Badoni, *a.a.O.*, S.107.

¹³ Roberts, *a.a.O.*, S.127.

¹⁴ Dröge/Krämer-Badoni, *a.a.O.*, S.73ff. シュタルツインガーも酒場には客に対する「入場制限」が明確に存在しており、特に19世紀以降の労働者酒場は「地位の同質性 Statushomogenität」を要求することでミリューの深化に貢献したと指摘する(Starzinger, Annelie, *Kommunikationsraum Szenekneipe: Annäherung an ein Produkt der Erlebnisgesellschaft*, Wiesbaden, 2000, S.1)。

¹⁵ Gyr, Ueli, *Kneipen als städtische Soziotope: Zur Bedeutung und Erforschung von Kneipenkulturen*, in: *Österreichische Zeitschrift für Volkskunde*, Bd.XLV/94(1991), S.101.

¹⁶ Roberts, James S., *Drink and working class living standards in late 19th century Germany*, in: Conze, Wener u. Engelhardt, Ulrich, *Arbeiterexistenz im 19. Jahrhundert: Lebensstandard und Lebensgestaltung deutscher Arbeiter und Handwerker*, Stuttgart 1981, p.81.

¹⁷ Hoffrogge, Ralf, *Sozialismus und Arbeiterbewegung in Deutschland von Anfängen bis 1914*, Stuttgart 2011, S.110.

¹⁸ Straßer, *a.a.O.*, S.13.

¹⁹ Ebenda, S.15.

²⁰ Abrams, *op.cit.*, p.81.

²¹ Roberts, James S., *Drink and the labour movement: the Schnapsboycott of 1909*, in: Evans, Richard J. (ed.), *The German working class 1888-1933: the politics of everyday life*, New Jersey 1982, p.81.

²² 例えば、ベルリン SA の第7連隊 Standarte の下部組織である9つの中隊 Sturm はそれぞれに拠点となる酒場を持っていた(Landesarchiv Berlin [LAB], A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7558, Bl.119)。この意味では Sturmlokal を「中隊酒場」と翻訳することも可能であろう。ただ、本稿ではそうした突撃隊の拠点としての酒場という意味でさしあたり Sturmlokal を「突撃隊酒場」と表記する。

²³ Schmiechen-Ackermann, *a.a.O.*, S.375ff., Reschke, *a.a.O.*, S.49. 拙稿「第二帝政期ドイツにおける酒場と「政治」」『鳴門教育大学研究紀要』第31巻(2016年)参照。

²⁴ Reibe, Axel, *Mit den Sturmabteilungen der NSDAP fängt es an, Verein zur Erforschung und Darstellung der Geschichte Kreuzberg e.V.* (Hrsg.), *Kreuzberg 1933: Ein Bezirk erinnert sich*, Berlin 1983, S.47.

²⁵ Ebenda.

²⁶ Engelbrechten, J. K. von, *Eine braune Armee entsteht: Die Geschichte der Berlin=Brandenburger SA*, München 1940, S.89f. ただし、警察は1927年5月28日付の「SAの酒場について」と題した文書でグリフィウス通り(フリードリヒスハイム)の Lokal von Sauer で「制服や徽章を着用していない SA 隊員」がたびたび集会を開催していると報告しており、すでに1927年ごろにはナチスが酒場での活動を行っていたと考えられる(LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7492, Bl.151)。また、1925年7月23日付の警察報告では、ベルリン市内フリードリヒスフェルデの Lokal von Schnörer が鉄兜団の常連酒場であることが指摘されており、すでに1925年の段階で右翼側の酒場が存在していたことを確認できる(LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7488, Bl.85)。

²⁷ Striefler, *a.a.O.*, S.342. 共産党やナチスの政治的酒場の実数を掴むことは史料の断片性から困難であるが、それでも現存するベルリン警察本部の史料から、ある程度の情報を得ることは可能である。

²⁸ 別の報告では、ナチスの酒場は1931年9月の段階で107軒となっている(Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz [GStA], Rep.77, Tit.4043, Nr.311, Bl.327)。この報告書ではこの107軒がナチス・SAの常連酒場ではなくSAの宿泊施設である「SAハイム」の数と表記されているが、この時期にSAハイムがベルリンに107軒も存在していたとは考えにくく、前後の文脈からこれは常連酒場を指すのではないかと思われる。

- ²⁹ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.355ff. ただし、この共産党酒場に関するリストには日付が付されていない。また、警察の関心は左右の共和国の「敵」としてのナチスと共産党の動向に集中しており、社会民主党・国旗団や鉄兜団など他の政党・政治組織の酒場についての報告はほとんど行われていない。
- ³⁰ Schmiechen-Ackermann, *a.a.O.*, S.380.
- ³¹ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7545, 7546, 7608, 21623. ベルリン州立文書館のこれらのファイルには政治的酒場の追加・削除・店主の交代などの警察報告がバラバラに含まれている。報告書の日付ごとにまとめてみると、おおよそこうした数字になるが、第一にこれらがすべてであるかどうかは不明であり、完全な形で報告書が残されていないことや複数の報告書で同一の酒場名が登場するなど重複も多々見られることなどから、ここに挙げた数字は参考の域を出ない。
- ³² Vgl. Longerich, Peter, *Die braunen Bataillone: Geschichte der SA*, München 1989, S.126, Straßer, *a.a.O.*, S.28.
- ³³ Swett, Pamela E., *Neighbors and Enemies: The Culture of Radicalism in Berlin, 1929-1933*, Cambridge 2004, p.240.
- ³⁴ *Die Rote Fahne* vom 23.4.1931.『ローテ・ファーン』のこの記事について、警察は掲載された情報（個人名や住所）を手掛かりに、共産党側の襲撃や暴力行為が発生することを危惧している（LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7602, Bl.250）。
- ³⁵ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7573, Bl.270.
- ³⁶ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7574, Bl.363.
- ³⁷ 1932年に反ファシズム活動の一環として結成された「赤色大衆自警団Roter Massenschutz」の方針も、その任務の一つに「労働者酒場や労働者居住地区の防衛」を挙げるとともに、闘争の対象の一つに「突撃隊酒場」を挙げていた（GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.225, Bl.132 u. 140）。
- ³⁸ Roberts, James S., *Der Alkoholkonsum deutscher Arbeiter im 19. Jahrhundert*, in: *Geschichte und Gesellschaft*, 6. Jg.Heft 2 (1980), S.238 u. 241.
- ³⁹ Abrams, Lynn, *Zur Entwicklung einer kommerziellen Arbeiterkultur im Ruhrgebiet (1850-1914)*, in: Kift, Dagmar, (Hrsg.), *Kirmes-Kneipe-Kino: Arbeiterkultur im Ruhrgebiet zwischen Kommerz und Kontrolle (1850-1914)*, Paderborn 1992, S.42. Vgl. Hübner, Manfred, *Zwischen Alkohol und Abstinenz: Trinksitten und Alkoholfrage in deutschen Proletariat bis 1914*, Berlin (O) 1988, S.111.
- ⁴⁰ Gyr, *a.a.O.*, S.98.
- ⁴¹ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7608, Bl.85.
- ⁴² LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7558, Bl.41.
- ⁴³ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.3.
- ⁴⁴ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7603, Bl.348f.
- ⁴⁵ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.275 u. 319.
- ⁴⁶ Reichardt, *a.a.O.*, S.454.
- ⁴⁷ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.75.
- ⁴⁸ 「突撃隊酒場はそれが単に存在するだけで攻撃を受けることになった。1931年と1932年には、SAの酒場にも共産党の酒場にも、一連の発砲による襲撃が発生した」(Rosenhaft, Eve, *Links gleich rechts?: Militante Straßengewalt um 1930*, in: Lindenberger, Thomas u. Lüdtke, Alf (Hrsg.), *Physische Gewalt: Studien zur Geschichte der Neuzeit*, Frankfurt a.M. 1995, S.246)。
- ⁴⁹ Reichardt, *Vergemeinschaftung durch Gewalt*, S.122.
- ⁵⁰ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.105. この警察報告によると、政敵との衝突が発生した場合、電話や伝令を使ってこの酒場への連絡が行われ、酒場に待機する SA 隊員が救援のため現場に急行していた。同時代の SA に関する文献でも、これと同内容の記述がみられ、酒場の周辺では日常的に襲撃への警戒が行われていたことが強調されている。「自明だったのは、我々が酒場や SA 隊員の命を守るために即座にあらゆる措置を講じることだった。酒場の前には絶えず見張りが立ち、近所周辺ではパトロールが行われた。その上、自動車やバイクといった乗り物が絶えず酒場の前で準備していた。こうして攻めたてられた仲間の呼びかけに応じてわずかな時間で救援に駆け付ける状況となった」(*Sturm 33: Hans Maikowski, Geschrieben v. Kameraden des Toten*, Berlin-Schöneberg 1933, S.32)。
- ⁵¹ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.243.
- ⁵² LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7559, Bl.251.

- ⁵³ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7603, Bl.439.
- ⁵⁴ ベルリンの事例ではないが、中部ドイツのアイスレーベンの突撃隊酒場（Lokal „Zur Glocke“）では常駐するSA 隊員のために6つの簡易ベッドが設置され、その傍には鉄兜やステッキが掛けられていた（GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.157 u. 169）。同様に北部ドイツのヴェザーミュンデの突撃隊酒場でも「隊員たちがいつも寝泊りや食事を行っている」と警察が報告している（GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.310, Bl.94）。
- ⁵⁵ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.9.
- ⁵⁶ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7578, Bl.70.
- ⁵⁷ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7578, Bl.180.
- ⁵⁸ Striefler, Christian, *Kampf um die Macht: Kommunisten und Nationalsozialisten am Ende der Weimarer Republik*, Berlin 1993, S.340.
- ⁵⁹ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7608, Bl.64.
- ⁶⁰ LAB, A.Pr.Br. Rep.358-01, Nr.767.
- ⁶¹ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.7.
- ⁶² LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.81.
- ⁶³ LAB, A.Pr.Br. Rep.358-01, Nr.2610.
- ⁶⁴ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.65. なお、この酒場に接続する店主の住居では、寝室の飾り戸棚のすぐ横で隠れ地下室の入口が発見されている。
- ⁶⁵ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.14. こうして制作された印刷物を用いたプロパガンダの起点としても酒場は機能していた。例えば、1932年3月6日にナチスはベルリン北部での早朝プロパガンダを実施するためにヴァイセンブルク通り（シュパンダウ）の常連酒場に朝6時に160名が集結し、そこからビラ配りに出発している（LAB, A.Pr.Br. Rep.358-01, Nr.2537）。
- ⁶⁶ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.275.
- ⁶⁷ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.302.
- ⁶⁸ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.225, Bl.132.
- ⁶⁹ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7574, Bl.302. この酒場は同年11月には「国家の秩序を危険にさらす活動に関する取り決め」が行われたという理由で閉鎖に追い込まれている。
- ⁷⁰ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.108.
- ⁷¹ Koch, Karl W.H., *Männer im Braunhemd: Vom Kampf und Sieg der SA*, Berlin 1936, S.211.
- ⁷² Schmiechen-Ackermann, a.a.O., S.378.
- ⁷³ Reichardt, *Faschistische Kampfbünde*, S.452ff.
- ⁷⁴ *Ebenda*, S.454f.
- ⁷⁵ Engelbrechten, J.K. von, *Eine braune Armee entsteht: Die Geschichte der Berlin-Brandenburger SA*, München 1940, S.89.
- ⁷⁶ Reichardt, *Faschistische Kampfbünde*, S.463f. 「社会的環境は個人の行動に強い影響を及ぼしたのであり、暴力行為を生み出したのは接触の密な組織実践だった。暴力はここでは全般的な集団統合の手段でもあり、表現でもあった。…全体主義的統合と暴力行為は相互に生み出された。というのも、一緒になって殺人を犯し、暴力を振るった男たちは後戻りもできなければ、離れることもできないからである。血と犠牲は内部からは義務感として、外部からは圧力手段として効果を及ぼしうる共犯性を生み出すのである」（*Ebenda*, S.463）。
- ⁷⁷ Gyr, a.a.O., S.105, Roberts, *Wirthaus und Politik in der deutschen Arbeiterbewegung*, S.131ff.
- ⁷⁸ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7603, Bl.389f. この命令は1932年8月4日に撤回されている（LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7607, Bl.18）。
- ⁷⁹ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7603, Bl.392ff.
- ⁸⁰ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7603, Bl.408. これは定型文であり、他の酒場に対しても同じ内容の文面が送付されている（LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.110）。
- ⁸¹ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7557, Bl.302.
- ⁸² LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7577, Bl.349. そのポスターに書かれた文言は「昨夜、当地で労働者カール・リーボウがナチスによって卑劣に殺害された。労働者よ、死者に敬意を表して、赤色大衆自警団に登録せよ」であった。
- ⁸³ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.44.

- ⁸⁴ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.301.
- ⁸⁵ Roberts, *Wirthaus und Politik in der deutschen Arbeiterbewegung*, S.128f, ders., *Der Alkoholkonsum deutscher Arbeiter im 19. Jahrhundert*, S.239.
- ⁸⁶ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7577, Bl.189.
- ⁸⁷ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7574, Bl.302.
- ⁸⁸ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7608, Bl.6.
- ⁸⁹ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7558, Bl.128.
- ⁹⁰ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7606, Bl.249.
- ⁹¹ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7545, Bl.139 u. 300, Nr.7546, Bl.45 u. 116. リヒターフェルデ通り (シュテークリッツ) の酒場 (Lokal „Finkennest“) は1930年3月27日の警察報告でナチスの常連酒場リストに登録されたが、翌年2月6日にリストから削除され、同年7月9日の報告で再びナチスのリストに登録されている (LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7545, Bl.275, Nr.7546, Bl.72 u. 117)。
- ⁹² LAB, A.Pr.Br. Rep.358-01, Nr.1356.
- ⁹³ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7608, Bl.138.
- ⁹⁴ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7608, Bl.76.
- ⁹⁵ Siemens, Daniel, *Horst Wessel: Tod und Verklärung eines Nationalsozialisten*, München 2009, S.91.
- ⁹⁶ Rosenhaft, *Links gleich rechts?*, S.273.
- ⁹⁷ Schmiechen-Ackermann, *a.a.O.*, S.380.
- ⁹⁸ Siemens, *a.a.O.*, S.91, Reichardt, *Faschistische Kampfbünde*, S.450, Reschke, *a.a.O.*, S.102, Swett, *op.cit.*, p.252.
- ⁹⁹ Fülberth, *a.a.O.*, S.35. ロンゲリヒも同様の指摘をしている。「しばしば問題となったのは、この「突撃隊酒場」が共産党支持者のかつての集合場所であったことであった。SAがこうした場所を「引き継ぐ」ことは、突撃隊員が酒場店主に対して、一般的にちょうど恐慌の中で労働者層の経済的に最も弱体部分とみなされていたそれまでの「赤い」客よりも多くの飲食を保障できたために容易になった。こうした収益の見込みや新しい客たちのまとまりを前にして、店主はしばしばナチスの陣営へと移っていった」 (Longerich, *a.a.O.*, S.126)。
- ¹⁰⁰ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7555, Bl.29ff.
- ¹⁰¹ LAB, A.Pr.Br. Rep.358-01, Nr.2624.
- ¹⁰² Rosenhaft, Eve, *Beating the Fascists?: The German Communists and Political Violence 1929-1933*, Cambridge 1983, p.19.
- ¹⁰³ Schmiechen-Ackermann, *a.a.O.*, S.380f.
- ¹⁰⁴ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.110.
- ¹⁰⁵ 1932年6月28日にパウル・ジンガー通り (フリードリヒスハイン) でナチ党員1名が15~20名の共産党員に襲撃された事件で、「自発的に警察に現れた」目撃者の男性は警察による聴取の中で事件の状況について述べる一方で、容疑者の共産党員の一人をよく知っているため報復を恐れて氏名の公表を拒否している (LAB, A.Pr.Br. Rep.358-01, Nr.1464)。
- ¹⁰⁶ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.128, Bl.65.
- ¹⁰⁷ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7556, Bl.329.
- ¹⁰⁸ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7555, Bl.48.
- ¹⁰⁹ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7555, Bl.29f.
- ¹¹⁰ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7558, Bl.31.
- ¹¹¹ LAB, A.Pr.Br. Rep.358-01, Nr.1291. 実際、6月にはこの酒場でナチスと共産党の間の銃撃事件が発生している。
- ¹¹² LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7559, Bl.235ff. カールスホルストの酒場 (Lokal von Schneider) でもナチスがドアを開けたまま大声で歌ったり、騒音を出しており、警察はこれを公共の安寧妨害として何度も注意し、SAとトラブルになっている (LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7559, Bl.276)。
- ¹¹³ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7573, Bl.22ff. u. 37.
- ¹¹⁴ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7602, Bl.122f.
- ¹¹⁵ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7576, Bl.122.
- ¹¹⁶ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7578, Bl.261.
- ¹¹⁷ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7578, Bl.180.

¹¹⁸ Vgl. Merkl, Peter H., Formen der nationalsozialistischen Gewaltanwendung: Die SA der Jahre 1925-1933, in: Mommsen, Wolfgang J. u. Hirschfeld, Gerhard (Hrsg.), *Sozialprotest, Gewalt, Terror: Gewaltanwendung durch politische und gesellschaftliche Randgruppen im 19. und 20. Jahrhundert*, Stuttgart 1982, S.432f.

¹¹⁹ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7569, Bl.89. 同報告の日付は「1929年」となっているが、実際には「1930年」である。

¹²⁰ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.128, Bl.65 u. 70.

¹²¹ LAB, A.Pr.Br. Rep.358-01, Nr.8004, Bl.210.

¹²² LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7558, Bl.23, GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.202, 207, 217.

¹²³ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7578, Bl.70.

¹²⁴ LAB, A.Pr.Br. Rep.358-01, Nr.8024.

¹²⁵ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7578, Bl.261.

¹²⁶ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.530. ただし、すべての酒場店主が党派的な旗色を鮮明にしていたわけではなかった。例えば、ゾルディナー通り（ミッテ）の酒場（Lokal von Sünkel）の店主ズンケルはナチスのシンパであったが、労働者地区の共産党支持者の来店を頼りにしており、場合によっては共産党系組織の集会や行事の開催も許容していた（LAB, A.Pr.Br. Rep.358-01, Nr.767）。

¹²⁷ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7557, Bl.323, Nr.7558, Bl.35.

¹²⁸ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7578, Bl.328ff. 警察はこの酒場（Lokal von Lindner）が「政敵への暴力行為のための集合場所あるいは拠点として政治的目的のために利用されている」と指摘している。

¹²⁹ Swett, *op.cit.*, p.255. 実際、1932年8月12日未明にキーフホルツ通り（トレップトウ）の酒場（Lokal “Maus”）の前で発生したナチスと国旗団の乱闘後、ナチ党員が路上で鉄戦線のメンバーから呼び止められ、こう言われている。「身分証明書を見せろ！この通りは俺たちのものだ！」（LAB, A.Pr.Br. Rep.358-01, Nr.233）。

¹³⁰ LAB, A.Pr.Br. Rep.358-01, Nr.228 u. Nr.2535.

¹³¹ LAB, A.Pr.Br. Rep.358-01, Nr.2595.

¹³² Fülberth, *a.a.O.*, S.36.

¹³³ Reschke, Oliver, Der Kampfzeit der NSDAP im roten Friedrichshain, in: *Beiträge zur Geschichte der Arbeiterbewegung*, 1/2002, S.37.

¹³⁴ 拙稿「ワイマル共和国相対的安定期のベルリンにおける政治的暴力とナチズム」, 15頁以下。

¹³⁵ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7545, Bl.129f.

¹³⁶ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7600, Bl.293.

¹³⁷ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7576, Bl.218f.

¹³⁸ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.243.

¹³⁹ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7607, Bl.56.

¹⁴⁰ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7555, Bl.24.

¹⁴¹ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7603, Bl.306.

¹⁴² LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7603, Bl.309.

¹⁴³ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7603, Bl.312.

¹⁴⁴ ダムスの指摘によると、政治的な酒場（特に突撃隊酒場）に対する措置は「営業時間の制限」に始まり、「期限付き閉鎖」を経て「最終的な閉鎖」へと厳格化されていった（Dams, Carsten, *Staatsschutz in der Weimarer Republik: Die Überwachung und Bekämpfung der NSDAP durch die preußische politische Polizei von 1928 bis 1932*, Marburg 2002, S.86）。

¹⁴⁵ Dritte Verordnung des Reichspräsidenten zur Sicherung von Wirtschaft und Finanzen und zur Bekämpfung politischer Ausschreitungen vom 6. Oktober 1931, in: *Reichsgesetzblatt Teil 1*, Nr.67 (7.10.1931), S.537ff., hier S.567.

¹⁴⁶ Vgl. LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7575, Bl.188. 例えば、1932年1月13日付でナチスの酒場（Lokal von Klotzsche）の店主に送付された閉鎖命令書は以下のような内容であった。「フッテン通り23番地の所有者クロツェの酒場は、状況次第では政治的な動機あるいは政治的な目的から、人や器物に対する暴力行為を行うための集合場所や拠点として多くの者により利用されることが危惧されており、18時から6時までの時間帯に関して警察命令で閉鎖される。公共の安全と秩序を維持するために閉鎖の必要があるためである。この命令は当面4週間有効である。

この命令は直接的な強制力により実行され、違反した場合には完全な閉鎖が行われることになる」(LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7556, Bl.333)。

¹⁴⁷ 1932年2月ごろにナチスが日曜の早朝（6時～8時）に大人数を動員して住宅へのビラ配りなどを行うようになり、それを阻止しようとする左翼勢力との衝突が発生すると、警察は法定閉店時刻（営業禁止時刻）の早朝6時から8時までの延長を検討するようになった（LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7557, Bl.172）。早朝プロパガンダに関しては、拙稿「ワイマル共和国後期ベルリンにおけるナチスのプロパガンダ活動」『鳴門教育大学研究紀要』第29巻、2014年、308頁。

¹⁴⁸ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7604, Bl.422.

¹⁴⁹ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7544, Bl.67.

¹⁵⁰ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7606, Bl.399.

¹⁵¹ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7604, Bl.408.

¹⁵² GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.44.

¹⁵³ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.25.

¹⁵⁴ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.243.

¹⁵⁵ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7606, Bl.399.

¹⁵⁶ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7556, Bl.327, GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.25. 警察は次のように報告している。「最近たびたび発生しているのが、服装や徽章でそうだとわかるナチ党員たちが挑発的に振る舞おうとする明確な意図をもって Lokal von Lux へやってくることである。当然、Lokal von Lux の性格は当該の地区内では一般的によく知られている。当該のナチ党員たちは、Lokal von Lux に現れる際、明らかにかなり目立った行動をとるようにしている」(GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.33)。

¹⁵⁷ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7558, Bl.23, GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.207 u. 217.

¹⁵⁸ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.269.

¹⁵⁹ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.105.

¹⁶⁰ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.55. この酒場では、1931年11月28日にナチスの集会が開かれており、その終了後、集会参加者の帰宅途中に共産党員との銃撃事件も発生している（LAB, A.Pr.Br. Rep.358-01, Nr.224）。

¹⁶¹ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.453 u. 461. ヴィルマースドルフ・フリードリヒスルー通りのLokal von Eiermann (Lokal „Deutsche Stube“) に関しても、1932年3月7日深夜にこの店に出入りするナチ党員が路上で6発が装填された回転式拳銃を無許可で所持していたことがこの酒場の閉鎖に関する説明の中で指摘されているが、それ以上の状況については不明である（GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.258）。

¹⁶² LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7575, Bl.135f., LAB, A.Pr.Br. Rep.358-01, Nr.2624.

¹⁶³ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7577, Bl.1.

¹⁶⁴ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.48.

¹⁶⁵ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.36.

¹⁶⁶ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.274.

¹⁶⁷ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.110.

¹⁶⁸ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.20f.

¹⁶⁹ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.27.

¹⁷⁰ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.312.

¹⁷¹ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.202.

¹⁷² GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.50.

¹⁷³ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.462.

¹⁷⁴ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.207 u. 212.

¹⁷⁵ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.277.

¹⁷⁶ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.38f.

¹⁷⁷ そもそも通常の法定閉店時刻を守らない店もあり、例えば、1932年2月12日付の警察報告によると、ゾルディナー通りの共産党の酒場（Lokal von Sänkel）は真夜中に30～40名の共産党員が出入りし、法定閉店時刻を越えて無届けの集会を開催していた。これを阻止するために店内に入った警官が取り囲まれて脅迫されたため、発砲して1名が負傷する事態が生じている（LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7576, Bl.333）。

¹⁷⁸ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.330 u. 333.

¹⁷⁹ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.314ff.

¹⁸⁰ GStA, Rep.77, Tit.4043, Nr.314, Bl.115. 訴えによると、1931年1月から3月末までのビールの売り上げ152.5トンが1932年の同時期には34.5トンに減少したという。

¹⁸¹ Swett, *op.cit.*, p.255.

¹⁸² LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7520, Bl.81.

¹⁸³ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7520, Bl.83.

¹⁸⁴ Verordnung des Reichspräsidenten zum Schutze des deutschen Volkes vom 4. Februar 1933, in: *Reichsgesetzblatt Teil I*, Nr.8 (6.2.1933), S.35ff, hier S.39f.

¹⁸⁵ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.7520, Bl.119. この報告では3月1日には、まだ閉鎖されていない共産党の酒場からデモが行われる可能性が指摘され、その際には共産党員たちはまず家々を回るプロパガンダを行い、それから緩やかなグループで移動してデモを試みると想定されていた。

¹⁸⁶ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.548.

¹⁸⁷ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.565.

¹⁸⁸ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.21f.

¹⁸⁹ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.490ff.

¹⁹⁰ LAB, A.Pr.Br. Rep.030, Nr.21623, Bl.589f.

¹⁹¹ Reschke, *Kampf um den Kiez*, S.109.

¹⁹² Rosenhaft, *Beating the Fascists?*, p.19.

【付記】 本稿は JSPS 科研費（基盤研究（C）, 課題番号：18K01036）の助成による成果の一部である。

Die politischen Kneipen in Berlin am Anfang der 1930er Jahren

HARADA Masahiro

Das Ziel dieser Abhandlung ist es, die Sachlage der politischen Kneipen in Berlin am Anfang der 1930er Jahren aufzuklären, die als der Ausgangspunkt der politischen Gewalt funktionierten. Dabei lege ich den Schwerpunkt besonders auf den inneren Zustand und die verschiedenen Funktionen der politischen Kneipen, das Verhalten ihrer Schankwirte, die Beziehungen zwischen den politischen Kneipen und ihren Umgebungen und das polizeiliche Vorgehen.

Die politischen Kneipen in der Weimarer Republik übernahmen die Tradition der Kneipenkultur der sozialdemokratischen Arbeiterbewegung, die in der letzten Hälfte des Deutschen Reiches entstand. Deshalb kann man unter dem Gesichtspunkt der Verbindung der Kneipen mit Politik auf eine Kontinuität von dem Kaiserreich zu der Weimarer Republik hinweisen. In der Weimarer Zeit hatte allerdings nicht nur die SPD, sondern auch die KPD und die NSDAP, also die nach dem Ersten Weltkrieg gegründeten Massenparteien, eigene Kneipen/Lokale errichtet, sodass sich die Kneipenkultur politisch polarisierten und diese Tendenz am Ende der Weimarer Republik viel größer wurde.

Auf der anderen Seite hatten die politischen Kneipen im Kaiserreich als „Versteck“ funktioniert, damit man der Beaufsichtigung und der Unterdrückung der Obrigkeiten entkommen konnte, während in der Weimarer Zeit sie zum „Gefechtsstand“ im Arbeiterviertel für Überfälle auf den Gegner oder die Propaganda auf den Straßen geworden waren. Die politischen Kneipen, die öfter in der Umgebung aneinander anstoßen, waren zweifellos ein symbolisches Dasein für den politischen Alltag in der Endphase der Weimarer Republik, der durch die politische Gewalt wie Zusammenstöße und Überfälle auf der Straße charakterisiert war.

Alles in allem war in der Weimarer Zeit die Beziehung der Kneipen mit der Politik sehr kompliziert geworden, da zusätzlich zum „vertikalen“ Gegensatz im Kaiserreich zwischen den Obrigkeiten und den Arbeiter der „horizontale“ Gegensatz zwischen den politischen Parteien hinzukam.